

官報  
號外

昭和五十七年四月二十七日

○議長(福田一吉) これより会議を開きます。

委員長の報告を求めます。外務委員長中山正暉君。す。

# ○第九十六回 国 会 衆議院會議錄 第二十一号

時和王二十一年四月二十一日

議事日程 第二十一号  
昭和五十七年四月二  
午後一時開議

午後一時開講

第一 挑戦の促進及び保護に関する日本国とアリ・ランカ民主社会主義共和国との間の協定(略称)について

第二 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とインドネシア共和国との間の協定の締結について

### 第三　南極地域の動物相及び植物相の保存に関する手続

## 第四 警備業法の一部を改正する法律案（内閣提出）

## ○本日の会議に付した案件

日程第一  
投資の促進及び保護に関する日本国

**協定の締結について承認を求めるの件**

ドネシア共和国との間の協定の締結について承認を求める件

**日程第三 南極地域の動物相及び植物相の保存に関する法律案(内閣提出)**

北西太平洋における千九百四十二年の日本國の漁獲の手續及び条件に関する議定書の締結について承認を求めるの件

昭和五十七年四月二十七日 衆議院会議録第二十号

### 投資の促 件外三件

○小里貞利君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。  
すなわち、この際、日程第一ないし第三とともに、北西太平洋における千九百八十二年の日本国とのさけ・ますの漁獲の手続及び条件に関する議定書の締結について承認を求めるの件を追加して、四件を一括議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。  
○議長（福田一君） 小里貞利君の動議に御異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕  
○議長（福田一君） 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

資の促進及び保護に関する日本国とスリ・ランカ民主社会主義共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とインドネシア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書極地域の動物相及び植物相の保存に関する法律案及び同報告書

○中山正暉君 〔中山正暉君登壇〕  
ただいま議題となりました四案件につきまして、外務委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。  
まず、スリ・ランカとの投資保護協定について申し上げます。  
本協定は、スリ・ランカ政府からの提案により、両国政府間で交渉を行った結果、昭和五十七年三月一日コロンボにおいて署名されたものであります。投資の許可に関する最恵国待遇、投資財産、収益、事業活動、訴訟権、緊急事態発生等の場合の損失補償に関する内国民待遇及び最恵国待遇、収用、国有化等の措置のとられた場合の補償措置並びに送金の自由等について規定しております。  
次に、インドネシアとの租税協定は、両国政府間で數次にわたる交渉を行った結果、昭和五十七年三月三日東京において署名されたものであります。そして、協定の対象となる租税、不動産から生ずる所得に対する課税、企業の利得に対する課税、船舶または航空機の運用によって生ずる所得に対する租税の免除、配当、利子及び使用料に対する源

泉地國の税率の制限、人的義務に係る所得に対する課税及び両國の二重課税の排除方法等について規定しております。

次に、南極地域の動植物保存法案は、南極条約協議国会議が勧告した南極地域の動植物の保存措置を実施するため必要な事項を定めることを目的としたものであります。南極地域の哺乳類、鳥類の生息に影響を及ぼすおそれのある行為の禁止、同地域の哺乳類、鳥類の殺傷及び動植物の持ち込みの禁止、特別保護地区への立ち入り及び同地区の植物の採取等の禁止、南極地域への渡航者に法律の要旨の周知を図るために外務大臣のとる措置等について規定しております。

以上三案件は、四月九日櫻内外務大臣から提案理由の説明を聴取し、質疑を行いましたが、その詳細は会議録により御承知を願います。

かくて、四月二十三日質疑を終了し、採決を行いました結果、スリ・ランカとの投資保護協定及びインドネシアとの租税協定は多数をもって承認すべきものと議決し、また、南極地域動植物保存法案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと議決いたしました。

次に、北西太平洋における千九百八十二年の日本国のさけ・ますの漁獲の手続及び条件に関する議定書について申上げます。

政府は、北西太平洋における本年の日本国とのさけ・ますの漁獲の手続及び条件を定める議定書を締結したため、本年四月十三日以来モスクワにおいて、ソ連邦政府と交渉を行つてしましましたが、合意に達し、四月二十三日本議定書に署名が行われました。

本議定書は、北西太平洋の二百海里漁業水域の外側の水域における本年の日本国とのさけ・ますの漁獲について、漁獲量、禁漁区、漁期、議定書の規定に違反した場合の取り締まりの手続等について規定しております。

なお、本年の総漁獲割り当て量は、過去四年間に同量の四万二千五百トンになつております。

本件は、本二十七日外務委員会に付託され、櫻内外務大臣から提案理由の説明を聴取し、質疑を行い、引き続き採決を行いました結果、全会一致

をもつて承認すべきものと議決いたしました。  
以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(福田一君) これより採決に入ります。

まず、日程第一及び第二の両件を一括して採決いたします。

両件を委員長報告のとおり承認するに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(福田一君) 「賛成者起立」

起立多数。よって、両件とも香員長報告のとおり承認するに決しました。

次に、日程第三につき採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(福田一君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、北西太平洋における千九百八十二年の日本国とのさけ・ますの漁獲の手續及び条件に関する議定書の締結について承認を求める件につき採決いたします。

本案は委員長報告のとおり承認するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(福田一君) 御異議なしと認めます。よつて、本件は委員長報告のとおり承認するに決しました。

次に、北西太平洋における千九百八十二年の日本国とのさけ・ますの漁獲の手續及び条件に関する議定書の締結について承認を求める件につき採決いたします。

本件は委員長報告のとおり承認するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(福田一君) 御異議なしと認めます。よつて、本件は委員長報告のとおり承認するに決しました。

次に、北西太平洋における本年の日本国とのさけ・ますの漁獲の手續及び条件を定める議定書を締結したため、本年四月十三日以来モスクワにおいて、ソ連邦政府と交渉を行つてしましましたが、合意に達し、四月二十三日本議定書に署名が行われました。

本議定書は、北西太平洋の二百海里漁業水域の外側の水域における本年の日本国とのさけ・ますの漁獲について、漁獲量、禁漁区、漁期、議定書の規定に違反した場合の取り締まりの手続等について規定しております。

なお、本年の総漁獲割り当て量は、過去四年間に同量の四万二千五百トンになつております。

本件は、本二十七日外務委員会に付託され、櫻内外務大臣から提案理由の説明を聴取し、質疑を行い、引き続き採決を行いました結果、全会一致

「中山利生君登壇」

○中山利生君 ただいま議題となりました警備業法の一部を改正する法律案につきまして、地方行政委員会における審査の経過及び結果を御報告申上げます。

まず最初に、本案の主な内容について申し上げますと、  
第一に、禁治産者、準禁治産者、覚せい剤中毒者、暴力団員等に該当しないことを新たに警備業の要件に加える等、所要の整備を行うとともに、現在の警備業の届け出制を認定制に改め、警備業を営もうとする者は、都道府県公安委員会の事前の認定を受けることとする等、警備業の開始手続を整備すること。

第二に、禁治産者、準禁治産者、覚せい剤中毒者、暴力団員等を新たに欠格事由に加える等、警備員の欠格事由を整備すること、警備員に対する検定制度を新設し、警備員指導教育責任者制度を設ける等、警備員に対する指導、教育を充実すること。

第四に、機械警備業務について新たに届け出制を設け、機械警備業務管理者制度を新設する等、機械警備業に対する規制を行うこととする等、警備業の適正な実施を図るためにの措置を講じようとするものであります。

本案は、三月十六日当委員会に付託され、四月十五日世耕国務大臣から提案理由の説明を聴取し、去る二十三日本案に対する質疑を終了し、採決を行いましたところ、本案は賛成多数をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し、附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(福田一君) 採決いたしました。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を

員長報告のとおり可決いたしました。  
たします。

○小里真利君 議事日程追加の緊急動議を提出いたしました。

まず最初に、本案の主な内容について申し上げますと、  
第一に、禁治産者、準禁治産者、覚せい剤中毒者、暴力団員等に該当しないことを新たに警備業の要件に加える等、所要の整備を行うとともに、現在の警備業の届け出制を認定制に改め、警備業を営もうとする者は、都道府県公安委員会の事前の認定を受けることとする等、警備業の開始手続を整備すること。

第二に、禁治産者、準禁治産者、覚せい剤中毒者、暴力団員等を新たに欠格事由に加える等、警備員の欠格事由を整備すること、警備員指導教育責任者制度を設ける等、警備員に対する指導、教育を充実すること。

第四に、機械警備業務について新たに届け出制を設け、機械警備業務管理者制度を新設する等、機械警備業に対する規制を行うこととする等、警備業の適正な実施を図るためにの措置を講じようとするものであります。

本案は、三月十六日当委員会に付託され、四月十五日世耕国務大臣から提案理由の説明を聴取し、去る二十三日本案に対する質疑を終了し、採決を行いましたところ、本案は賛成多数をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し、附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(福田一君) 採決いたしました。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を

員長報告のとおり可決するに賛成の諸君の起立を

求めます。

○議長(福田一君) 「賛成者起立」

起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決するに賛成の諸君の起立を

求めます。

## (外)号報

3

決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(福田一君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(福田一君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○小里貞利君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

資格等に対する本邦の弁護士資格等の付与に関する特別措置法の一部を改正する法律案を議題となりませんか。

○議長(福田一君) 小里貞利君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(福田一君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

沖縄の弁護士資格者等に対する本邦の弁護士

資格等の付与に関する特別措置法の一部を

改正する法律案(參議院提出)  
○議長(福田一君) 沖縄の弁護士資格者等に対する本邦の弁護士資格等の付与に関する特別措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。法務委員長羽田野忠文君。

沖縄の弁護士資格者等に対する本邦の弁護士資格等の付与に関する特別措置法の一部を改正する法律案及び同報告書  
〔本号末尾に掲載〕

○羽田野忠文君 登壇

ただいま議題となりました法律

案について、法務委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、沖縄県の復帰後における沖縄弁護士の事務の実績及び生活利益の保護の観点から、沖縄弁護士に関する暫定措置の期間を改めようとするもので、その内容は、沖縄の復帰の月以後沖縄弁護士として引き続きその事務を行っている者は、当分の間、沖縄において、引き続いて行う限り、その事務を行うことができるものとすること等であります。

本案は、參議院提出の法律案であります。委員会においては、本日提案理由の説明を聴取し、直ちに採決を行ったところ、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(福田一君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(福田一君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(福田一君) 本日は、これにて散会いたしました。

午後一時二十分散会

出席國務大臣

法務大臣 坂田 道太君  
外務大臣 櫻内 義雄君  
農林大臣 世耕 政隆君  
國務大臣 田邊 國男君

○明説を省略した議長の報告  
(通知書受領)  
一、去る二十三日、内閣から次の報告書及び文書を受領した。  
日本国とドイツ民主共和国との間の通商及び航海に関する条約の締結について承認を求める件

千九百七十一年の国際小麦協定を構成する一の文書である千九百七十一年の小麦貿易規約の有効期間の第六次延長及び同協定を構成する他の文書である千九百八十年の食糧援助規約の有効期間の第一次延長に関する千九百八十二年の議定書の締結について承認を求めるの件

千九百七十八年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約の締結について承認を求めるの件

千九百七十六年の海事債権についての責任の制限に関する条約の締結について承認を求めるの件

千九百七十二年十一月十日及び千九百七十八年十月二十三日にジョネーヴで改正された千九百六十一年十二月一日の植物の新品种の保護に関する国際条約の締結について承認を求めるの件

一、去る二十三日、參議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

国際科学技術博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法

アルコール製造事業の新エネルギー総合開発機構への移管のためのアルコール専売法等の一部を改正する法律

中小企業信用保険法の一部を改正する法律

恩給法等の一部を改正する法律

住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法の一部を改正する法律

証人等の被害についての給付に関する法律の一部を改正する法律

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律の一部を改正する法律

船員法及び船舶職員法の一部を改正する法律

船員災害防止協会等に関する法律の一部を改正する法律

漁業灾害補償法の一部を改正する法律

(報告書及び文書受領)

一、去る二十三日、内閣から次の報告書及び文書を受領した。

中小企業基本法第八条第一項の規定に基づく昭和五十六年度中小企業の動向に関する年次報告書

中小企業基本法第八条第二項の規定に基づく昭和五十七年度において講じようとする中小企業施策についての文書

一、去る二十三日、内閣から次の報告書を受領した。

第十九回国会衆議院において採択された請願の処理経過

(議員死去)

一、愛知県第四区選出議員渡辺武三君は、去る二十三日死去された。

(兼任委員辞任及び補欠選任)

一、去る二十三日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員

一、去る二十三日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

(兼任委員辞任)



住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法の一部を改正する法律案  
証人等の被害についての給付に関する法律の一  
部を改正する法律案  
公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師  
の公務災害補償に関する法律の一部を改正する  
法律案  
船員法及び船舶職員法の一部を改正する法律案  
船員災害防止協会等に関する法律の一部を改正  
する法律案  
漁業災害補償法の一部を改正する法律案

(答弁通知書受領)  
一、去る二十三日、内閣から、衆議院議員小沢貞  
孝君提出国鉄自動車部門運営の合理化に関する  
再質問に対する質問事項について検討する必  
要があり、これに日時を要するため、昭和五十  
七年五月二十二日までに答弁する旨の国会法第  
七十五条第一項後段の規定による通知書を受領  
した。

投資の促進及び保護に関する日本国とスリ・  
ランカ民主社会主義共和国との間の協定の締  
結について承認を求めるの件

右

昭和五十七年三月十二日

内閣総理大臣 鈴木 善幸

投資の促進及び保護に関する日本国とスリ・  
ランカ民主社会主義共和国との間の協定の締  
結について承認を求めるの件

政府は、日本国とスリ・ランカ民主社会主義共  
和国との間の経済的協力を強化し、かつ、両国間  
における資本及び技術の交流を促進するため、昭

和五十七年三月一日にコロンボで、投資の促進及  
び保護に関する日本国とスリ・ランカ民主社会主  
義共和国との間の協定に署名した。よつて、この  
協定を締結することいたしたい。これが、この  
案件を提出する理由である。

日本国及びスリ・ランカ民主社会主義共和国

は、  
両国間の経済的協力を強化することを希望し、  
投資及び投資に関する事業活動についての待遇を良好なものとすること並びに投資財産の保護  
を図ることを通じて、それぞれの国の国民及び会  
社による他の国の領域内における投資のための  
良好な条件を作り出すことを意図し、  
投資の促進及び保護が、両国の経済を利するよう  
に資本及び技術の交流を促すこととなることを  
認識して、  
次のとおり協定した。

## 第一条

この協定の適用上、

- (1) 「投資財産」とは、次のものを含むすべての種類の資産をいう。
  - (a) 株式及びその他の形態の会社の持分
  - (b) 金銭債権及び金銭的価値を有する契約に基づく給付の請求権
  - (c) 動産及び不動産に関する権利
  - (d) 特許権、商標権、営業用の名称及び営業用の標章に関する権利その他の工業所有権並びにノウハウに関する権利
  - (e) 天然資源の探査及び採掘のための権利を含む特許に基づく権利
  - (f) 「収益」とは、投資財産から生ずる価値、特に、利息、利子、資本利得、配当、使用料及び手数料をいう。
- (2) 「国民」とは、日本国に關しては、日本国の国籍を有する自然人をいう。
- (3) 「スリ・ランカ」とは、スリ・ランカの

法律の定めるところによりスリ・ランカの市

民である自然人をいう。

と。

(4) 「会社」とは、有限責任のものであるかないか、また、法人格を有するものであるかないか、ま  
た、金銭的利益を目的とするものであるかない  
かを問わず、社団法人、組合、会社及び団体を  
いう。一方の締約国の関係法令に基づいて設立  
され、かつ、当該一方の締約国の領域内に住所  
を有する会社は、当該一方の締約国の会社と認  
められる。

## 第二条

1 各締約国は、関係法令に従つてその権限を行  
使する権利を留保の上、他方の締約国の国民及  
び会社による投資が両国の領域内において行わ  
れるための良好な条件を醸成し、及びこれらの  
投資を許可する。

2 いすれの一方の締約国の国民及び会社も、他方  
の締約国の領域内において、投資の許可及び  
投資の許可に関連する事項に關し、第三国との國  
民及び会社に与えられる待遇よりも不利でない  
待遇を与える。

3 2の規定にかかわらず、いすれの一方の締約  
国も、不動産に関する権利についての待遇を相  
互主義に基づいて与えるものとすることができ  
る。

## 第三条

1 いすれの一方の締約国も、自国の領域内にお  
いて、他方の締約国の国民及び会社の投資財産  
及び収益に対し、自国の国民及び会社又は第三  
国との国民及び会社の投資財産及び収益に与え  
る待遇よりも不利な待遇を与えてはならない。

2 いすれの一方の締約国の国民及び会社も、他  
方の締約国の領域内において、投資に關連する  
事業活動に関するすべての事項について、当該  
他方の締約国の国民及び会社又は第三国との國  
民及び会社に与えられる待遇よりも不利でない  
待遇を与える。

## 第五条

1 いすれの一方の締約国の国民及び会社の投資  
財産及び収益も、他方の締約国の領域内におい  
て、不断の保護及び保障を受ける。

2 いすれの一方の締約国の国民及び会社の投資  
財産及び収益も、他方の締約国の領域内におい  
て、公共のため、かつ、正当な法の手続に従つ  
てとられるものであり、差別的なものでなく、  
また、迅速、適当かつ効果的な補償を伴うもの  
である場合を除くほか、收回、国有化若しくは  
制限又は收回若しくは国有化と同等の効果を有  
するその他の措置の対象としてはならない。

3 2にいう補償は、收回、国有化若しくは制限  
又は收回若しくは国有化と同等の効果を有する  
その他の措置が公表された時と当該措置がとら  
れた時とのいずれか早い方の時における投資財  
産及び収益の通常の市場価格に相当する価額  
(最終的にこれらのこととなつた当該措置が見  
通されたことによる当該市場価格の減少分を差

(a) 自国の航空機登録原簿に航空機を登録す  
る条件及びその登録から生ずる事項並びに  
船舶の国籍に関する事項又はその国籍から  
生ずる事項

(1) 次のものに關し、内国民待遇を与えないこ  
と。

1 及び2の規定にかかわらず、いすれの一方  
の締約国も、次のことを行ふことが認められ  
る。

2 次のものに關し、内国民待遇を与えないこ  
と。



関していざれか一方の締約国が他方の締約国の国民及び会社に与える待遇は、自國の国民及び会社に与える待遇よりも不利でない待遇に限定することができる。

## 第十六条

この協定は、批准されなければならない。批准書は、できる限り速やかに東京で交換されるものとする。

この協定は、批准書の交換の日の後一箇月で効力を生ずる。この協定は、十年の期間効力を有するものとし、その後においても、3に定めることにより終了する時まで十年の期間ずつ効力を存続する。

いすれの一方の締約国も、一年前に他方の締約国に対して文書による予告を与えることにより、最初の十年の期間の終わりに又はその後の各十年の期間の終わりにこの協定を終了させることができる。この協定の終了の日から更に十五年の期間効力を存続する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正に委任を受けてこの協定に署名した。

千九百八十二年三月一日にコロンボで、ひとしく正文である日本語、シンハラ語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合は、英文による。

日本国のために  
千葉一夫

スリ・ランカ民主社会主義共和国のため  
W・M・P・B・マニクディヴェラ

投資の促進及び保護に関する日本国とスリ・ランカ民主社会主義共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件に関する報告書

## 一 本件の要旨及び目的

昭和五十三年八月、スリ・ランカ民主社会主義共和国政府より、民間の投資を通じた両国間の経済関係強化のため、投資保護協定の締結を希望する旨の提案があり、その後、両国政府間で交渉を行った結果、協定の案文について合意に達したので、昭和五十七年三月一日コロンボにおいて、本協定に署名が行われた。

この協定の主な内容は、投資の許可に関する最惠国待遇の許与、投資財産、収益、事業活動及び出訴権に関する内国民待遇及び最惠国待遇の補償措置、緊急事態の発生等による損失補償の許与、送金の自由及び協定の効力発生前に取得した財産の扱い等について規定している。

なお、この協定は、批准書の交換の日の後一箇月で効力を生じ、十年の期間効力を有することになつている。

よつて政府は、本協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるというのである。

右報告する。

昭和五十七年四月二十三日  
衆議院議長 福田 一殿  
外務委員長 中山 正暉

## 所得に対する租税に関する二重課税の回避

及び脱税の防歟のための日本国とインドネシア共和国との間の協定について承認を求めるの件

（以下「インドネシアの租税」という。）

所得に対する租税に加えて又はこれに代わってこの協定の署名の日の後に課される租税であつて1に掲げる租税と同一であるもの又は実質的に類似するものについても、適用する。両締約国の権限のある当局は、それぞれの国税法について行われた改正を、その改正後の妥当な期間内に、相互に通知する。

第三条

1 この協定の適用上、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、

2 この協定は、1に掲げる租税と同一であるもの又は実質的に類似するものについても、適用する。両締約国が主権、主権的権利又は他の権利を有するものをいう。

## 第三条

この協定の適用上、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、

(a) 「インドネシア」とは、インドネシア共和国の法令において定義する領域並びに大陸棚及び隣接水域の一部であつて、国際法に基づきインドネシア共和国が主権、主権的権利又は他の権利を有するものをいう。

(b) 「日本国」とは、地理的意味で用いる場合は、日本国の租税に関する法令が施行されてゐるすべての領域（領海を含む。）及びその領域の外側に位置する水域で日本国が国際法に基づき管轄権を有し日本国の租税に関する法令が施行されているすべての水域（海底及びその下を含む。）をいう。

(c) 「一方の締約国」及び「他方の締約国」とは、文脈により、日本国又はインドネシアをいう。

(d) 「租税」とは、文脈により、日本国の租税又はインドネシアの租税をいう。

(e) 「者」には、個人、法人及び法人以外の団体を含む。

(f) 「法人」とは、法人格を有する団体又は租税に関する法人格を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(g) 「一方の締約国」の企業と、「他方の締約国」の企業とは、それぞれ一方の締約国の居住者が営む企業をいう。

(h) 「国民」とは、いざれか一方の締約国国籍

の企業と、それぞれ一方の締約国の居住者が営む企業をいう。

(i) 「所得税」（源泉徴収され又は予納されるもの）を含む。

(j) 「日本国」の租税」という。

(k) インドネシアにおいては、(i) 所得税（源泉徴収され又は予納されるもの）を含む。

(l) 法人税

(m) 利子、配当及び使用料に対する税

昭和五十七年三月十二日

内閣総理大臣 鈴木 善幸

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防歟のための日本国とインドネシア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件に関する報告書

## 官報(号外)

を有するすべての個人並びに当該一方の締約国の法令に基づいて設立され又は組織されたすべての法人及び法人格を有しないが当該一方の締約国の租税に関し当該一方の締約国の方令に基づいて設立され又は組織された法人として取り扱われるすべての団体をいう。

(i) 「国際運輸」とは、一方の締約国的企业が運する船舶又は航空機による運送(他方の締約国内の地点の間においてのみ運用される船舶又は航空機による運送を除く。)をいう。

(j) いづれかの締約国について「権限のある当局」とは、その締約国の大蔵大臣又は権限を与えたその代理者をいう。

2 一方の締約国によるこの協定の適用上、この協定において定義されていない用語は、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、この協定の適用を受ける租税に関する当該一方の締約国の法令における当該用語の意義を有するものとする。

第四条 この協定の適用上、「一方の締約国の居住者」とは、当該一方の締約国の法律下において、住所、居所、本店又は主たる事務所の所在地、事業の管理の場所その他これらに類する基準により当該一方の締約国において課税を受けるべきものとされる者をいう。

2 この協定により双方の締約国の居住者に該当する者については、両締約国の権限のある当該者は、合意により、この協定の適用上その者が居住者であるとみなされる締約国を決定する。

(f) 支店  
(g) 作業場  
工場  
事務所  
農場又は栽培場

3 (g) 鉱山、石油又は天然ガスの坑井、採石場その他天然資源を採取する場所  
建築工事現場又は建設若しくは据付工事は、六箇月を超える期間存続する場合に限り、「恒久的施設」とする。

4 1から3までの規定にかかるらず、「恒久的施設」には、次のことは、含まれないものとする。

(a) 企業に属する物品又は商品の保管又は展示のためのみ施設を使用すること。

(b) 企業に属する物品又は商品の在庫を保管又は展示のためにのみ保有すること。

(c) 企業に属する物品又は商品の在庫を他の企業による加工のためにのみ保有すること。

(d) 企業のために、物品若しくは商品を購入し又は情報を収集することのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。

(e) 企業のために、広告、情報の提供、科学的調査又はこれらに類する準備的又は補助的な性格の活動を行うことのみを目的として、事業を行なう一定の場所を保有すること。

5 (f) (g) から(e)までに掲げる活動を組み合わせた活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。ただし、当該一定の場所におけるこのよう組合せによる活動の全体が準備的又は補助的な性格のものである場合に限る。

一方の締約国的企业が他方の締約国内において使用人その他の職員(8の規定が適用される独立的地位を有する代理人を除く。)を通じてコントラクターの役務又は建築、建設若しくは据付工事に関連する監督の役務を提供する場合に、このような活動が单一の工事又は複数の連工事について一課税年度において合計六箇月を超える期間行われるとき限り、当該企業は、当該他方の締約国内に「恒久的施設」を有するものであるものであるかないかを問わない。)を行う法を支配し、又はこれらに支配されているという事実のみによっては、いづれの一方の法人も他方の法人の「恒久的施設」とはされない。

第六条 一方の締約国の居住者が他方の締約国内に在する不動産から取得する所得に対しても、当該他方の締約国において租税を課することができない。

1 この協定の適用上、「恒久的施設」とは、事業を行なう一定の場所であつて企業がその事業の全部又は一部を行つている場所をいう。

2 「恒久的施設」には、特に、次のものを含む。

(a) 事業の管理の場所

(b) 事務所

(c) 工場

(d) 支店

(e) 作業場

一方の締約国内において他方の締約国的企业に代わって行動する者(8の規定が適用される独立的地位を有する代理人を除く。)が次のいずれかの活動を行なう場合には、当該企業は、その者が当該企業のために行なうすべての活動について、当該一方の締約国内に「恒久的施設」を有するものとされる。

きる。

2 「不動産」の用語は、当該財産が存在する締約国の法令における不動産の意義を有するものとする。不動産には、いかなる場合にも、これに附屬する財産、農業又は林業に用いられている家畜類及び設備、不動産に関する一般法の規定の適用がある権利、不動産用益権並びに鉱石、水その他の天然資源の採取又は採取の権利の対価として料金(金額が確定しているかないかを問わない。)を受領する権利を含む。船舶及び航空機は、不動産とはみなさない。

3 1の規定は、不動産の直接使用、賃貸その他のすべての形式による使用から生ずる所得について適用する。

4 1及び3の規定は、企業の不動産から生ずる所得及び独立の人の役務を提供するために使用されることができる。一方の締約国的企业が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行う場合には、その企業の利得のうち当該恒久的施設に帰属されることができる。一方の締約国的企业が他方の締約国内に「恒久的施設」を有するものとされる代理人在庫(8に規定する独立的地位を有する代理人を除く。)を通じて、他方の締約国内において生ずる危険の保険(再保険を除く。)をする場合に、当該企業は、当該他方の締約国内に「恒久的施設」を有するものとされる。

5 一方の締約国的企业は、通常の方法でその業務を行う仲立人、間屋その他の独立的地位を有する代理人を通じて他方の締約国内において事業活動を行なっているという理由のみでは、当該他方の締約国内に「恒久的施設」を有するものとされない。

第六条 一方の締約国企業の利得に対する対しては、その企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行わない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課すことができる。一方の締約国的企业が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行う場合には、その企業の利得のうち当該恒久的施設に帰属されることができる。一方の締約国企业在庫(8に規定する独立地位を有する代理人を除く。)を通じて当該他方の締約国内において事業を行なう場合には、その企業の利得のうち当該恒久的施設に帰属されることができる。

第七条 一方の締約国企業の利得に対する対しては、その企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行わない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課すことができる。一方の締約国企业在庫(8に規定する独立地位を有する代理人を除く。)を通じて当該他方の締約国内において事業を行なう場合には、その企業の利得のうち当該恒久的施設に帰属されることができる。

8 一方の締約国企业在庫(8に規定する独立地位を有する代理人を除く。)を通じて当該他方の締約国内において事業を行なう場合には、その企業の利得のうち当該恒久的施設に帰属されることができる。

9 一方の締約国居住者である法人が、他方の締約国居住者である法人若しくは他方の締約国内において事業(「恒久的施設」を通じて行なわれるものであるかないかを問わない。)を行う法を支配し、又はこれらに支配されているという事実のみによつては、いづれの一方の法人も他方の法人の「恒久的施設」とはされない。

(a) 一方の締約国の企業が他方の締約国の企業の経営、支配若しくは資本に直接若しくは間接に参加している場合又は

(b) 同一の者が一方の締約国の企業及び他方の締約国の企業の経営、支配若しくは資本に直接若しくは間接に参加している場合又は

1 一方の締約国の企業が船舶又は航空機を国際運輸に運用することによつて取得する利得については、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

2 一方の締約国、共同計算、共同経営又は国際経営共同体に參加することによつて取得する利得についても、適用する。ただし、当該利得は、これらの共同の事業に対する参加の割合に応じて参加企業に帰せられるものに限る。

第九条

1 から5までの規定の適用上、恒久的施設に帰せられる利得は、毎年同一の方法によつて決定する。ただし、別の方法を用いることにつき正当な理由がある場合は、この限りでない。

7 他の条で別個に取り扱われている種類の所得が企業の利得に含まれる場合には、当該他の条の規定は、この条の規定によつて影響されることはない。

6 1から5までの規定によつて得た結果がこの条に定める原則に適合するようなものでなければならない。

5 恒久的施設が企業のために物品又は商品の単なる購入を行つたことを理由としては、いかなる利得も、当該恒久的施設に帰せられることはない。

4 2の規定は、恒久的施設に帰せられるべき利得を企業の利得の総額の当該企業の各構成部分への配分によつて決定する慣行が一方の締約国にある場合には、租税を課されるべき利得をその慣行とされている配分の方法によつて当該一方の締約国が決定することを妨げるものではない。ただし、用いられる配分の方法は、当該配分の方法によつて得た結果がこの条に定める原則に適合するようなものでなければならない。

3 恒久的施設のための施設が企業の利得に含まれる場合に生じたものは、当該恒久的施設が存在する締約国内において生じたものであるか他の場所において生じたものであるかを問わず、損金に算入することを認められる。

しくは直接に参加している場合であつて、そのいづれの場合においても、商業上又は資金上の関係において、双方の企業の間に、独立の企業の間に設けられる条件と異なる条件が設けられ又は課されているときは、その条件がないとしたならば一方の企業の利得となつたとみられる利得であつてその条件のために当該一方の企業の利得とならなかつたものに対しても、これを当該一方の企業の利得に算入して租税を課すことができる。

**第十条**

1 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国の居住者に支払う配当に対しても、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 1の配当に対しては、これを支払う法人が居住者とされる締約国においても、当該締約国の方の締約国において租税を課することができる。その租税の額は、当該配当の受益者が当該配当の受益者である場合には、次の額を超えないものとする。

(a) 当該配当の受益者が、利得の分配に係る事業年度の終了の日に先立つ十二箇月の期間を通じ、当該配当を支払う法人の議決権のある株式の少なくとも二十五パーセントを所有する法人である場合には、当該配当の額の十パーセント

(b) その他のすべての場合には、当該配当の額の十五パーセント

この2の規定は、配当に充てられる利得についての当該法人に対する課税に影響を及ぼすものではない。

3 この条において、「配当」とは、株式その他利得の分配を受ける権利(信用による債権を除く。)から生ずる所得及びその他の持分から生ずる所得であつて分配を行う法人が居住者とされる締約国の税法上株式から生ずる所得と同様に取り扱われるものをいい。

4 1及び2の規定は、一方の締約国の居住者である配当の受益者が、当該配当を支払う法人が居住者とされる他方の締約国において当該他方

4 機関によつて保証された債権又はこれらによる間接融資に係る債権に関し当該他方の締約国の居住者が取得するものについては、当該一方の締約国において租税を免除する。

3 の規定の適用上、「中央銀行」及び「政府の所有する金融機関」とは、次のものをいう。

(a) 日本国については、

(i) 日本銀行

(ii) 日本輸出入銀行

(iii) 海外経済協力基金

(iv) 國際協力事業團

(v) 日本国政府が資本の全部を所有するその他の金融機関で両締約国の中の政府が隨時合意するもの

(b) インドネシアについては、

(i) インドネシア銀行

5 この条において、「利子」とは、すべての種類の信用に係る債権(担保の有無及び債務者の利得の分配を受ける権利の有無を問わない。)から生じた所得、特に、公債、債券又は社債から生じた所得(公債、債券又は社債の割増金及び賞金を含む。)をいう。

6 1 及び 2 の規定は、一方の締約国の居住者である利子の受益者が、当該利子の生じた他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行ひ又は当該他方の締約国において当該他方の締約国内にある固定的施設を通じて独立の人的役務を提供する場合において、当該利子の支払の基準となつた債権が当該恒久的施設又は当該固定的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条又は第十四条の規定を適用する。

7 利子は、その支払者が一方の締約国又は当該一方の締約国の地方政府、地方公共団体若しくは居住者である場合には、当該一方の締約国において生じたものとされる。ただし、利子の支払者(締約国の居住者であるかないかを問わ

ない)が一方の締約国内に恒久的施設又は固定的施設を有する場合において、当該利子の支払の基団となつた債務が当該恒久的施設又は固定的施設について生じ、かつ、当該利子が当該恒久的施設又は固定的施設によつて負担されるものであるときは、当該利子は、当該恒久的施設又は固定的施設の存在する当該一方の締約国内において生じたものとされる。

8 利子の支払の基団となつた債務について考慮した場合において、利子の支払者と受益者との間又はその双方と第三者との間の特別の関係に超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、支払われた額のうち当該超過分に対し、この協定の他の規定に妥当な考慮を払つた上、各締約国の法令に従つて租税を課することができる。

#### 第十二条

1 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者に支払われる使用料に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 当該使用料の受領者が当該使用料の受領者である場合は、当該使用料の額の十パーセントを超えないものとする。

3 この条において、「使用料」とは、文学上、美術上若しくは学術上の著作物(映画フィルム及びラジオ放送又はテレビジョン放送用のフィルム又はテープを含む)の著作権、特許権、商標権、意匠、模型、図面、秘密方式若しくは秘密工場の使用若しくは使用的権利の対価として、産業上、商業上若しくは学術上の設備の使用若しくは使用的権利の対価として、又は産業上、商業上若しくは学術上の経験に関する情報の対価として受領するすべての種類の支払金をいう。

4 1及び2の規定は、一方の締約国の居住者が、当該使用料の生じた他方の締約国において当該他方の締約国内における固定的施設を通じて事業を行い又は当該他方の締約国において当該他方の締約国内にある固定的施設を通じて独立の人的役務を提供する場合において、当該使用料の支払の基団となつた権利又は財産が当該恒久的施設又は当該固定的施設と実質的な関連を有するものであるときは、

適用しない。この場合には、第七条又は第十四条の規定を適用する。

5 使用料は、その支払者が一方の締約国又は当該一方の締約国のある場合に、当該一方の締約国内において生じたものとされる。ただし、使用料の支払者は(締約国の居住者であるかないかを問わない)が一方の締約国内に恒久的施設又は固定的施設を有する場合において、当該使用料を支払う債務が当該恒久的施設又は固定的施設について生じ、かつ、当該使用料が当該恒久的

施設又は固定的施設によつて負担されるものであるときは、当該使用料は、当該恒久的施設又は固定的施設の存在する当該一方の締約国内において生じたものとされる。たゞし、使用料の支払者が(締約国の居住者であるかないかを問わない)が一方の締約国内に恒久的施設又は固定的施設を有する場合において、当該使用料を支払う債務が当該恒久的施設又は固定的施設について生じ、かつ、当該使用料が当該恒久的

施設又は固定的施設によつて負担されるものであるときは、当該使用料は、当該恒久的施設又は固定的施設の存在する当該一方の締約国内において生じたものとされる。たゞし、使用料の支払者が(締約国の居住者であるかないかを問わない)が一方の締約国内に恒久的施設又は固定的施設を有する場合において、当該使用料を支払う債務が当該恒久的施設又は固定的施設について生じ、かつ、当該使用料が当該恒久的

施設又は固定的施設によつて負担されるものであるときは、当該使用料は、当該恒久的施設又は固定的施設の存在する当該一方の締約国内において生じたものとされる。たゞし、使用料の支払者が(締約国の居住者であるかないかを問わない)が一方の締約国内に恒久的施設又は固定的施設を有する場合において、当該使用料を支払う債務が当該恒久的施設又は固定的施設について生じ、かつ、当該使用料が当該恒久的

施設又は固定的施設によつて負担されるものであることは、当該使用料は、当該恒久的施設又は固定的施設の存在する当該一方の締約国内において生じたものとされる。たゞし、使用料の支払者が(締約国の居住者であるかないかを問わない)が一方の締約国内に恒久的施設又は固定的施設を有する場合において、当該使用料を支払う債務が当該恒久的施設又は固定的施設について生じ、かつ、当該使用料が当該恒久的

施設又は固定的施設によつて負担されるものであることは、当該使用料は、当該恒久的施設又は固定的施設の存在する当該一方の締約国内において生じたものとされる。たゞし、使用料の支払者が(締約国の居住者であるかないかを問わない)が一方の締約国内に恒久的施設又は固定的施設を有する場合において、当該使用料を支払う債務が当該恒久的施設又は固定的施設について生じ、かつ、当該使用料が当該恒久的

施設又は固定的施設によつて負担されるものであることは、当該使用料は、当該恒久的施設又は固定的施設の存在する当該一方の締約国内において生じたものとされる。たゞし、使用料の支払者が(締約国の居住者であるかないかを問わない)が一方の締約国内に恒久的施設又は固定的施設を有する場合において、当該使用料を支払う債務が当該恒久的施設又は固定的施設について生じ、かつ、当該使用料が当該恒久的

施設又は固定的施設によつて負担されるものであることは、当該使用料は、当該恒久的施設又は固定的施設の存在する当該一方の締約国内において生じたものとされる。たゞし、使用料の支払者が(締約国の居住者であるかないかを問わない)が一方の締約国内に恒久的施設又は固定的施設を有する場合において、当該使用料を支払う債務が当該恒久的施設又は固定的施設について生じ、かつ、当該使用料が当該恒久的

施設又は固定的施設によつて負担されるものであることは、当該使用料は、当該恒久的施設又は固定的施設の存在する当該一方の締約国内において生じたものとされる。たゞし、使用料の支払者が(締約国の居住者であるかないかを問わない)が一方の締約国内に恒久的施設又は固定的施設を有する場合において、当該使用料を支払う債務が当該恒久的施設又は固定的施設について生じ、かつ、当該使用料が当該恒久的

施設又は固定的施設によつて負担されるものであることは、当該使用料は、当該恒久的施設又は固定的施設の存在する当該一方の締約国内において生じたものとされる。たゞし、使用料の支払者が(締約国の居住者であるかないかを問わない)が一方の締約国内に恒久的施設又は固定的施設を有する場合において、当該使用料を支払う債務が当該恒久的施設又は固定的施設について生じ、かつ、当該使用料が当該恒久的

施設又は固定的施設によつて負担されるものであることは、当該使用料は、当該恒久的施設又は固定的施設の存在する当該一方の締約国内において生じたものとされる。たゞし、使用料の支払者が(締約国の居住者であるかないかを問わない)が一方の締約国内に恒久的施設又は固定的施設を有する場合において、当該使用料を支払う債務が当該恒久的施設又は固定的施設について生じ、かつ、当該使用料が当該恒久的

間で合意された文化交流のための特別の計画に基づき他方の締約国の居住者である個人により行われる場合には、当該所得については、そのような活動が行われた締約国において租税を免除する。

2 芸能人又は運動家としての個人的活動に関する所得が当該芸能人又は運動家以外の者に帰属する場合には、当該所得に対しては、第七条、第十四条及び第十五条の規定にかかわらず、当

該芸能人又は運動家の活動が行われた締約国において租税を課することができる。  
もつとも、そのような所得が両締約国の政府間で合意された文化交流のための特別の計画にて基づき他方の締約国の居住者である個人によつて行われる活動から生じ、かつ、当該他方の締約国の居住者である他の者に帰属する場合には、当該所得については、そのような活動が行われた締約国において租税を免除する。

(a) 政府の職務の遂行として一方の締約国又は当該一方の締約國の地方政府若しくは地方公共団体に對し提供される役務につき、個人に対し、当該一方の締約國又は当該一方の締約国におけるのみ租税を課すことができる。

(b) もつとも、当該役務が他方の締約国内において提供され、かつ、(a)の個人が次の(i)又は(ii)に該当する当該他方の締約國の居住者である場合には、その報酬に對しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(i) 当該他方の締約國の国民

(ii) 専ら当該役務を提供するため当該他方の

第二十一条

(1) 一方の締約国を訪れる直前に他方の締約国の居住者であつた個人であつて、専ら、当該一方の締約国内にある大学、学校その他の公認された教育機関の学生として、当該一方の締約国内に一時的に滞在するもの

(2) 政府若しくは宗教、慈善、学術、文芸若しくは教育の団体から奨励若しくは研究を主たる目的とする交付金、手当若しくは奨励金を受領する者として、又は事業修習者として、

(3) 事業修習者として、

ピアを超えない場合に限る。

一方の締約国を訪れる直前に他方の締約国の居住者であった個人であつて、当該一方の締約国の政府との取決めに基づき専ら勉学、研究又は訓練のため十二箇月を超えない期間当該一方の締約国内に一時的に滞在するものは、その勉学、研究又は訓練に直接関係のある役務に対する報酬につき、当該一方の締約国において租税を免除される。

1から3までの規定にかかわらず、これらの規定のうち二以上の規定によつて免除を受ける

(b) インドネシアにおいて取得する場合には、当該所得について納付されるインドネシアの租税の額は、当該居住者に対して課される日本国の租税の額から控除する。ただし、控除の額は、日本国の租税の額のうち当該所得に対応する部分を超えないものとする。

インドネシアにおいて取得される所得が、インドネシアの居住者である法人によりその議決権のある株式又はその発行済株式の少なくとも二十五ペーセントを所有する日本国の居住者である法人に対して支払われる配当である場合には、日本国の租税からの控除を行

**第二十条** 大学、学校その他の公認された教育機関において教育又は研究を行うため一方の締約国を訪れ、二年を超えない期間一時的に滞在する教授又は教員であつて、現に他方の締約国の居住者であり、

するものであるときは、当該所得については、適用しない。この場合には、第七条又は第十四条の規定を適用する。

(b) もつとも、(a)の個人が他方の締約国の居住者であり、かつ当該他方の締約国の国民である場合には、その退職年金に対しても、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

2 締約国が日本国である場合にあつては年間六十万円、当該一方の締約国がインドネシアである場合にあつては年間九十万インドネシア・ルピアを超えないもの。  
一方の締約国を訪れる直前に他方の締約国の居住者であつて、当該也との帝内に在る

2 とができる。  
1の規定は、一方の締約国の居住者である所  
得（第六条2に規定する不動産から生ずる所得  
を除く。）の受領者が、他方の締約国において当  
該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事  
業を行、又は当該他方の締約国に在り、当該企

2(a) 締約国の居住者となつた者でないもの  
一方の締約国又は当該一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体に対し提供される役務につき、個人に対し、当該一方の締約国若しくは当該一方の締約国地方政府若しくは地方公共団体によつて支払われ、又は当該一方の締約国若しくは当該一方の締約国の地

は、当該一方の締約国に最初に到着した日から五年課税年度を超えない期間、次のものにつき当該一方の締約国において租税を免除される。

(1) 生計、教育、勉学、研究又は訓練のための海外からの送金

(2) 交付金、手当又は奨励金

但し、当該他方の締約国の居住者である雇用者に

5 資格が認められる期間については、個人は、そのような資格について定める規定のうち自己の選択する一の規定によつてのみ免除を受けることができる。

この条の規定の適用上、「政府」には、一方の締約国の地方政府又は地方公共団体を含むものとする。





昭和五十七年四月二十三日

外務委員長 中山 正暉

衆議院議長 福田 一殿

## 南極地域の動物相及び植物相の保存に関する法律案

右  
国会に提出する。

昭和五十七年三月十五日

内閣総理大臣 鈴木 善幸

## 南極地域の動物相及び植物相の保存に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、南極地域の動物相及び植物相の保存を図ることの重要性にかんがみ、南極条約協議国会議が南極条約第九条1の規定に基づき勧告した南極地域の動物相及び植物相の保存のための措置(以下単に「勧告措置」という。)を実施するために必要な事項を定めることを目的とする。(定義)

第二条 この法律において「南極地域」とは、南緯六十度以南の陸域(氷棚の部分を含む。)をい

う。

第三条 この法律において「南極哺乳類」とは、南極地

域及びその周辺の海域に生息する哺乳類のうち勧告措置に係るものとして外務省令で定めるも

のをいう。

第四条 この法律において「南極鳥類」とは、南極地域

及びその周辺の海域に生息する鳥類のうち勧告

措置に係るものとして外務省令で定めるもの

をいう。

第五条 この法律において「特別保護地区」とは、生態系の保存が学術的に特に重要なものとして南極条約協議国会議が指定した地区で外務省令で定めるものである。(行為の制限等)

第六条 国民は、次に掲げる行為をしてはならない

い。

(報告)

二 南極地域に動物又は植物(果实その他通常

食用に供されるものを除く。)を持ち込むこ

と。

三 特別保護地区に立ち入ること又は特別保護

地区に生育している植物を採取し若しくは傷

つけること。

四 前各項に定めるもののほか、国民は、南極地域

において、南極哺乳類又は南極鳥類の生息状態

及び生息環境に影響を及ぼすおそれのある行為

をしてはならない。

(適用除外)

第四条 前条第一項の規定は、次に掲げる行為に

ついては、適用しない。

一 国が南極地域において実施する科学的調査

に從事する者が、当該科学的調査のために行

う行為

二 南極条約第七条1に規定する監視員として

指名された者が、当該監視員として行う行為

三 その他学術研究、博物館資料の収集等の必

要に基づき外務大臣の許可を受けた者が、当

該許可を受けたところに従つて南極地域にお

いて行う行為

四 前条第三号の許可には、条件を付し、又はこ

れを変更することができる。

五 前各項に定めるもののほか、前条第三号の許

可に関する必要な事項は、外務省令で定める。

(外務省設置法の一部改正)

二 外務省設置法(昭和二十六年法律第二百八十

三号)の一部を次のように改正する。

第十二条第四号の次に次の一号を加える。

五 南極地域の動物相及び植物相の保存に関する法律案

極鳥類を捕獲し、殺し若しくは傷つけること  
又は南極鳥類の卵を採取し若しくは傷つけること。

相の保存のために必要があると認めるときは、  
第四条第三号の許可を受けた者に対しても、当該  
許可に係る行為について報告を求めることがで  
きる。

法律(昭和五十七年法律第 号)の施行  
に関すること。

## 理由

## 南極地域の動物相及び植物相の保存を図ること

の重要性にかんがみ、南極条約協議国会議が勧告

したこれらの保存のための措置の実施を図るた

め、南極地域における動物の捕獲及び植物の採取

並びに南極地域への動物又は植物の持込み等の規

制について所要の事項を定める必要がある。これ

が、この法律案を提出する理由である。

第八条 この法律の規定に基づき命令を制定し、  
又は改廃する場合においては、その命令で、そ

の制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断され

る範囲内において、所要の経過措置(罰則)に関

する経過措置を含む。)を定めることができる。

## 第七条 外務大臣は、勧告措置の概要を官報で公

示するほか、南極地域に渡航する者その他の関

係者にこの法律(これに基づく命令を含む。)の

要旨の周知を図るために、適当な措置をとるもの

とする。

第八条 この法律の規定に基づき命令を制定し、  
又は改廃する場合においては、その命令で、そ

の制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断され

る範囲内において、所要の経過措置(罰則)に関

する経過措置を含む。)を定めることができる。

## 第九条 次の各号の一に該当する者は、一年以下

の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

## 第十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代

理人、使用人その他の従業者が、その法人又は

人の業務に関し、前二条の違反行為をしたとき

は、行為者を罰するほか、その法人又は人に對

して各本条の罰金刑を科する。

## 附 則

## (施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超

えない範囲内において政令で定める日から施行

する。ただし、次項の規定は、公布の日から施

行する。

## (外務省設置法の一部改正)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超

えない範囲内において政令で定める日から施行

する。ただし、次項の規定は、公布の日から施

行する。

## 二 外務省設置法(昭和二十六年法律第二百八十

三号)の一部を次のように改正する。

## 三 国民は、外務大臣の許可を受けた場合を除

き、次の行為をしてはならない。これに違反

した者は罰せられる。

## (3) 特別保護地区に立ち入ること又は同地区

内の植物を採取し若しくは傷つけること。

## (2) 南極地域に動物又は植物(果实その他通常

食用に供されるものを除く。)を持ち込むこと。

## (4) 外務大臣は、南極地域に渡航する者その他

関係者に法律の要旨の周知を図るために適当な

措置をとる。

5 この法律は、公布の日から起算して六月を

超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

## 二 議案の可決理由

本案は、南極地域の動物相及び植物相の保存を図ることの重要性にかんがみ、南極条約協議国会議が勧告したこれらの保存のための措置の実施を図るため、南極地域における動物の捕獲及び植物の採取並びに南極地域への動物又は植物の持込み等の規制について所要の事項を定めるものであつて、適切な措置であると認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和五十七年四月二十三日

衆議院議長 福田 一殿  
外務委員長 中山 正暉

議定書の締結について承認を求めるの件  
右

北西太平洋における千九百八十二年の日本国  
のさけ・ますの漁獲の手続及び条件に関する  
議定書の締結について承認を求めるの件  
右

北西太平洋における千九百八十二年の日本  
のさけ・ますの漁獲の手続及び条件に関する  
議定書の締結について承認を求めるの件  
右

北西太平洋における千九百八十二年の日本  
のさけ・ますの漁獲の手続及び条件に関する  
議定書の締結について承認を求めるの件  
右

の日本国のさけ・ますの漁獲の手続及び条件に関する議定書に署名した。よつて、この議定書を締結することいたしたい。これが、この案件を提出する理由である。

北西太平洋における千九百八十二年の日本政府は、日本のさけ・ますの漁獲の手続及び条件に関する議定書を締結することいたしたい。これが、この案件を提出する理由である。

日本政府及びソヴィエト社会主義共和国連邦政府は、千九百七十八年四月二十一日にモスクワで署名された漁業の分野における協力に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の協定に基づいて、

次のとおり協定した。

1 この議定書は、千九百七十七年五月二日付けの日本国の漁業水域に関する暫定措置法及び千九百七十六年十二月十日付けのソヴィエト社会主義共和国連邦沿岸に接続する海域における生

物資源の保存及び漁業の規制に関する暫定措置

に関するソヴィエト社会主義共和国連邦最高会議幹部会令の諸規定を考慮し、また、ソヴィエト社会主義共和国連邦が千九百八十二年において北西太平洋の距離二百海里水域の外側の水域

におけるさけ・ますの漁獲を行わないことを考

慮して、北西太平洋の距離二百海里水域の外側

の水域における日本国とのさけ・ますの漁獲の手

續及び条件を定めることを目的とする。

2 北西太平洋の距離二百海里水域の外側の水域における日本国とのさけ・ますの漁獲に関する手

續及び条件は、次のとおりとする。

(1) 東側は東経百七十度の線及び北側はアメ

リカ合衆国の距離二百海里水域の線をもつて

囲まれる水域においては、千九百八十二年五

月一日から同年六月十五日までの間におい

て、漁獲が行われるものとする。

(2) 一隻の漁船が海中に浮設する流し網の長さ

は、十五キロメートルを超えてはならない。

ただし、日本国との港を根拠地とする三十トン未満の小型漁船については、十キロメートル

を超えてはならないものとする。

(3) 一隻の漁船が浮設した流し網の網と網との間隔は、投網直後に計測される。一つの網と

最も近い他の網との間隔は、すべての方向に

おいて次のとおりとする。

(4) 母船に属する漁船については、八キロメートル以上

日本国との港を根拠地とする中型漁船につ

いては、六キロメートル以上

は、五十五ミリメートル以上

各漁船は、日本国との港を根拠地とする

中型漁船について遵守されることを確保するた

め、北西太平洋の距離二百海里水域の外側の水

域において、次の規定に基づき措置となる。

(1) この議定書の規定に従いさけ・ますの漁獲

を行つてゐる一方の締約国の漁船に、他方の

締約国が正に権限を有する公務員は、この

議定書の規定を実施する目的をもつて、装

備、航海日誌、書類、漁獲物その他の物件を

検査し、及び乗組員に対し質問するため、

乗船することができる。当該検査及び質問に

当たつては、当該漁船の漁獲活動が被る妨げ

を最小のものにしなければならない。また、

前記の公務員は、その所属する締約国の権限

のある機関が発行した身分証明書を提示しな

ければならない。

(2) 漁船又はその乗組員が、現にこの議定書の規定に違反して漁獲を行つてゐるとき、又は

その配列の長さの六十パーセント以上

を最小のものにしなければならない。また、

前記の公務員は、その所属する締約国の権限

ある機関が発行した身分証明書を提示しな

ければならない。

(3) 千九百八十二年ににおける北西太平洋のソ

ヴィエト社会主義共和国連邦の距離二百海里

水域の外側の水域における日本国とのさけ・ますの漁獲量は四百二十万尾(三千四百五十万尾)のうち、北西太平洋の距離二百海

里水域の外側の水域における漁獲量は、二万三千五百トン(千六百二十万尾)を超えてはならない。

このうち、しきざけの漁獲量は四百二十万尾を、べにざけの漁獲量は百十万尾を、ぎんざけの漁獲量は百二十万尾を超えないものとする。前記のそれぞれの魚種の漁獲量につき、十パーセントの範囲内の増減が許容される。

(4) (2)にいう漁獲量については、千九百八十二年五月一日から同年七月三十一日までの間において漁獲することができる。ただし、東側は東経百七十五度の線、南側は北緯四十四度の線、西側は東経百七十度の線及び北側はアメリカ合衆国の距離二百海里水域の線をもつて

囲まれる水域においては、千九百八十二年五月一日から同年六月十五日までの間ににおいて漁獲が行われるものとする。

(5) 一隻の漁船が海中に浮設する流し網の長さは、十五キロメートルを超えてはならない。

ただし、日本国との港を根拠地とする三十トン未満の小型漁船については、十キロメートル

を超えてはならないものとする。

(6) 各漁船は、日本国との港を根拠地とする

中型漁船について遵守されることを確保するた

め、北西太平洋の距離二百海里水域の外側の水

域において、次の規定に基づき措置となる。

(1) この議定書の規定に従いさけ・ますの漁獲

を行つてゐる一方の締約国の漁船に、他方の

締約国が正に権限を有する公務員は、この

議定書の規定を実施する目的をもつて、装

備、航海日誌、書類、漁獲物その他の物件を

検査し、及び乗組員に対し質問するため、

乗船することができる。当該検査及び質問に

当たつては、当該漁船の漁獲活動が被る妨げ

を最小のものにしなければならない。また、

前記の公務員は、その所属する締約国の権限

ある機関が発行した身分証明書を提示しな

ければならない。

(2) 漁船又はその乗組員が、現にこの議定書の規定に違反して漁獲を行つてゐるとき、又は

その配列の長さの六十パーセント以上

る相当の理由があるときは、その公務員は、その漁船を拿捕し、又はその乗組員を逮捕することができる。

前記の場合において、当該公務員の所属する締約国は、できる限り速やかに、前記の漁船又は乗組員の所属する他の締約国にその拿捕又は逮捕を通告し、かつ、できる限り速やかに、両締約国が別の場所について合意しない限りその場所でその漁船又は乗組員をその所属する締約国の権限を有する公務員に引き渡さなければならない。ただし、前記の通告を受領した締約国が直ちにその引渡しを受けることができずかつ他の締約国に要請をしたときは、その要請を受けた締約国は、前記の漁船又は乗組員を両締約国が相互に合意する条件によりその監視の下に置くことができない。

## 官報号外

- (4) この議定書の規定に従いさけ・ますの漁獲を行つてゐる漁船の所属する締約国のは、他の締約国が正當に権限を有する公務員が当該漁船に支障なく乗船する機会が与えられることとなるように、及び当該公務員が漁船にある間、当該漁船の乗組員が検査(検査の結果発見された違反を除去するための措置をとること)を含む)の実施について当該公務

員に協力するよう、適当な措置をとる。

4 この議定書は、それぞれの国の国内法上の手続に従つて承認されなければならない。この議定書は、その承認を通知する外交上の公文が交換された日に効力を生じ、千九百八十二年十二月三十一日まで効力を有する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの議定書に署名した。

千九百八十二年四月二十三日にモスクワで、ひしく正文である日本語及びロシア語により本書二通を作成した。

日本国政府のために  
小和田 恒

ソヴィエト社会主義共和国連邦政府のために  
V・カーメンツェフ

北西太平洋における千九百八十二年の日本国とのさけ・ますの漁獲の手続及び条件に関する議定書の締結について承認を求めるの

- 一 本件の要旨及び目的  
我が国とソヴィエト社会主義共和国連邦は、北西太平洋の二百海里漁業水域の外側の水域におけるさけ・ます漁業の漁獲手続及びその条件について、交渉を行つて來たが合意に達したので、本年四月二十三日モスクワにおいて本議定書に署名を行つた。

本議定書の主な内容は、次のとおりである。

1 昭和五十七年の日本国とのさけ・ます漁獲量は、四万二千五百トンとし、漁期は、昭和五十七年五月一日から同年七月三十一日までとするが、一部水域については同年六月十五日までとすること。

2 漁船又はその乗組員が議定書に定められた規定に違反した場合には、いずれの国の公務員も当該漁船を拿捕し、当該乗組員を逮捕することができる。

3 前項の拿捕及び逮捕が行われた場合には、当該公務員の所属する締約国は、漁船又は乗組員をそれらの所属する締約国にできる限り速やかに引き渡すこと。

4 裁判管轄権は、漁船又はその乗組員が所属する締約国が有すること。

5 本議定書は、本年十二月三十一日まで効力を有すること。

なお、本議定書は、その承認を通知する外交上の公文が交換された日に効力を生ずることとなつてゐる。

よつて政府は、本議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるといふのである。

よつて政府は、本議定書の締結について、日本國憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるといふのである。

### 二 本件の議決理由

- 一 本件の要旨及び目的  
我が国とソヴィエト社会主義共和国連邦は、北西太平洋の二百海里漁業水域の外側の水域における分野の協力を推進するとともに、北洋におけるさけ・ます漁業の操業を本年も継続し得ることとなるので、妥当な措置と認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和五十七年四月二十七日

外務委員長 中山 正暉

衆議院議長 福田 一殿

警備業法の一部を改正する法律案

内閣総理大臣 鈴木 善幸

国会に提出する。

昭和五十七年三月十六日

第一章 総則(第一条・第二条)  
第二章 警備業法(第三条・第六条の三)  
第三章 警備業実施上の義務(第七条・第十一条)  
第四章 教育等(第十二条・第十二条の二)  
第五章 機械警備業(第十二条の四・第十二条の九)  
第六章 監督(第十二条・第十六条)  
第七章 雜則(第十六条の二・第十七条の二)  
第八章 執則(第十八条・第二十二条)  
第九章 附則

第一章 総則  
第二章 警備業法の一部を改正する法律案  
第三章 警備業実施上の義務(第七条・第十一条)  
第四章 教育等(第十二条・第十二条の二)  
第五章 機械警備業(第十二条の四・第十二条の九)  
第六章 監督(第十二条・第十六条)  
第七章 雜則(第十六条の二・第十七条の二)  
第八章 執則(第十八条・第二十二条)  
第九章 附則

第一條 総則  
第二條 警備業法の一部を改正する法律案  
第三條 警備業実施上の義務(第七条・第十一条)  
第四章 教育等(第十二条・第十二条の二)  
第五章 機械警備業(第十二条の四・第十二条の九)  
第六章 監督(第十二条・第十六条)  
第七章 雜則(第十六条の二・第十七条の二)  
第八章 執則(第十八条・第二十二条)  
第九章 附則

次の二項を加える。

5 この法律において「機械警備業務」とは、警備業務用機械装置(警備業務対象施設に設置する機器により感知した盗難等の事故の発生に関する情報を当該警備業務対象施設以外の施設に設置する機器に送信し、及び受信するための装置で総理府令で定めるものをいう。)を使用して行う第一項第一号の警備業務をいう。

6 この法律において「機械警備業」とは、機械警備業務を行う警備業をいう。

第三条の次に次の章名を付する。  
第二章 警備業

第三条の見出しを「警備業の要件」と改め、同条第二号中「前号」を「第一号から第五号までのいずれか」に改め、同号を同条第八号とし、同号の前に次の五号を加える。

三 最近五年間に、この法律の規定、この法律に基づく命令の規定若しくは处分に違反し、又は警備業務に関し他の法令の規定に違反する重大な不正行為で国家公安委員会規則で定めるものをした者

四 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者

五 精神病者又はアルコール、麻薬、大麻、あへん若しくは覚せい剤の中毒者

六 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者。ただし、その者が警備業者の相続人であつて、その法定代理人が前各号のいずれにも該当しない場合を除くものとする。

七 営業所ごとに第十一条の三第一項の警備員

指導教育責任者を選任すると認められないことについて相当な理由がある者

第三条第一号中「三年」を「五年」に改め、同号を同条第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復権を得ないもの

第四条を次のように改める。

(認定)

第四条 警備業を営もうとする者は、前条各号のいずれにも該当しないことについて、都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)の認定を受けなければならない。

第四条の次に次の四条を加える。  
(認定手続及び認定書)

第四条の二 前条の認定を受けようとする者は、その主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会に、次の事項を記載した認定申請書を提出しなければならない。この場合において、当該認定申請書には、總理府令で定める書類を添付しなければならない。

第四条の三 警備業者は、認定証をその主たる営業所の見やすい場所に掲示しなければならない。

(認定証の掲示義務)

第四条の四 警備業者は、認定証の有効期間満了後も引き続き警備業を営もうとするときは、その主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会に、認定証の有効期間の更新を申請し、その更新を受けなければならない。

(認定証の有効期間の更新)

第四条の四 警備業者は、認定証の有効期間満了後も引き続き警備業を営もうとするときは、その主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会に、認定証の有効期間の更新を申請し、その更新を受けなければならない。

二 主たる営業所その他の営業所の名称及び所在地

三 営業所ごとに、選任する警備員指導教育責任者の氏名及び住所

四 法人にあつては、その役員の氏名及び住所

二 公安委員会は、認定申請書を提出した者が第三条各号のいずれにも該当しないと認めたときは、その者に対し、その旨を通知するとともに、速やかに認定証を交付しなければならない。

三 公安委員会は、認定申請書を提出した者が第三条各号のいずれにも該当しないと認めたときは、その者に対し、その旨を通知するとともに、速やかに認定証を交付しなければならない。

四 公安委員会は、認定申請書を提出した者が第三条各号のいずれにも該当しないと認めたときは、その者に対し、その旨を通知するとともに、速やかに認定証を交付しなければならない。

3 公安委員会は、認定申請書を提出した者が第三条各号のいずれかに該当すると認めたときは、總理府令で定めるところにより、その者に對し、その旨を通知しなければならない。

4 第四条の二第一項の規定は、認定証の有効期間の更新を受けようとする者について準用する。この場合において、同項中「認定申請書」とあるのは、「認定証更新申請書」と読み替えるものとする。

5 認定証の有効期間が満了したときは、認定を受けた日(認定証の有効期間が更新された場合は、更新前の認定証の有効期間が満了した日の翌日)から起算して五年とする。

6 認定証の有効期間が満了したときは、認定は、その効力を失う。

(認定の取消し)

第四条の五 公安委員会は、第四条の認定を受けた者について、次の各号に掲げるいずれかの事実が判明したときは、その認定を取り消すことができる。

一 偽りその他不正の手段により認定又は認定証の有効期間の更新を受けたこと。

二 第三条各号(第七号を除く。)に掲げる者のいずれかに該当していること。

三 第四条を「第四条の二第一項各号に掲げる事項に改め、「公安委員会に」の下に「廃止又は変更に係る事項その他の」を加え、「添附」を「添付」に改め、同条に次の二項を加える。

二 前項の規定による警備業の廃止の届出があつたときは、認定は、その効力を失う。

三 第六条の次に次の二条及び章名を加える。

(認定証の返納等)

第六条の二 認定証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく、認定証(第四号の場合にあつては、発見し、又は回復した認定証)をその主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会に返納しなければならない。

- 一 警備業を廃止したとき。  
 二 認定が取り消されたとき。  
 三 認定証の有効期間が満了したとき。  
 四 認定証の再交付を受けた場合において、亡失した認定証を発見し、又は回復したとき。  
 五 識別のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に掲げる場合に該当する者には、当該各号に掲げる者は、遅滞なく、認定証をその主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会に返納しなければならない。
- 一 死亡した場合 同居の親族又は法定代理人  
 二 法人が合併により消滅した場合 合併後存続し、又は合併により設立された法人の代表者  
 三 第一項(第一号及び第四号を除く。)又は前項の規定により認定証を返納すべき者は、第五条の規定による届出をした公安委員会に、総理府令で定める事項を記載した届出書を提出しなければならない。
- 第六条の三 警備業者は、自己の名義をもつて、他人に警備業を営ませてはならない。
- 第三章 警備業務実施上の義務
- 第七条第一項中「第三条第一号」を「第三条第一号から第五号までのいずれか」に改める。
- 第九条中「行なうにあつては」を「行なうに當つては」に改め、同条に次の二項を加える。
- 2 警備業者は、警備業務(総理府令で定めるものを除く。以下この項及び次条第二項において同じ。)を行おうとする都道府県の区域を管轄する公安委員会に、当該公安委員会の管轄区域内において警備業務を行うに當たつて用いようと

- する服装の色、型式その他總理府令で定める事項を記載した届出書を提出しなければならない。この場合において、当該届出書には、總理府令で定める書類を添付しなければならない。
- 四 認定証の再交付を受けた場合において、亡失した認定証を発見し、又は回復したとき。  
 五 識別のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に掲げる者は、遅滞なく、認定証をその主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会に返納しなければならない。
- 第六条第一項の規定は、前項の規定により届け出るべき事項の変更について準用する。
- 第十条中「行なうにあつて」を「行なうに當つて」に改め、同条に次の二項を加える。
- 2 前条第二項の規定は警備業務を行うに當たつて携帯しようとする護身用具の届出について、第六条第一項の規定は当該届出に係る事項の変更について準用する。この場合において、前条第一項中「用いようとする服装の色、型式」とあらわすのは、「携帯しようとする護身用具の種類、規格」と読み替えるものとする。
- 第十条の次に次の章名を付する。
- 第四章 教育等
- 第十一條中「この法律により定められた義務を履行させるため」を「警備業務を適正に実施させるため、この章の規定によるほか」と、「行なう」を「行なう」に改め、同条を同条第二項とし、同項の前に次の一項を加える。
- 警備業者及び警備員は、警備業務を適正に行なうようにするため、警備業務に関する知識及び能力の向上に努めなければならない。
- 第十一條の次に次の二条、一章及び章名を加える。
- (検定)
- 第十一條の二 公安委員会は、警備業務の実施の違正を図るために、國家公安委員会規則で定めることにより警備員の指導及び教育に関する業務について行なうに當つては、警備業者及び警備員は、警備業務を適正に行なうようにするため、警備業務に関する知識及び能力の向上に努めなければならない。
- 第十一條の二 公安委員会が國家公安委員会規則で定める業務について行なう警備員指導教育責任者講習を受け、その課程を修了した者
- 一 公安委員会が國家公安委員会規則で定めるところにより警備員の指導及び教育に関する業務について行なう警備員指導教育責任者講習を受け、その課程を修了した者
- 二 公安委員会が國家公安委員会規則で定める業務に関する知識及び能力を有すると認める者
- 三 前項の規定にかかるわらず、公安委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、警備員指導教育責任者資格者証の交付を行わない。
- 一 未成年者  
 二 第三条第一号から第五号までのいずれかに掲げる者  
 三 次項第一号又は第三号に該当することによ

り警備員指導教育責任者資格者証の返納を命ぜられ、その日から起算して三年を経過しない者

第十一條の三 警備業者は、営業所(警備員の属しないものを除く。)ごとに、警備員の指導及び教育に関する計画を作成し、その計画に基づき警備員を指導し、及び教育する業務で總理府令で定めるものを行う警備員指導教育責任者を、次項の警備員指導教育責任者資格者証の交付を受けている者のうちから、選任しなければならない。ただし、当該営業所の警備員指導教育責任者として選任した者が欠けるに至つたときは、その日から十四日間は、警備員指導教育責任者を選任しておかなくてよい。

二 偽りその他の手段により警備員指導教

三 この法律の規定に違反し、その情状が警備員指導教育責任者として不適当であると認められるとき。

四 公安委員会は、警備員指導教育責任者資格者証の交付を受けたときは、總理府令で定める

第五章 機械警備業

第六章 機械警備業の届出

第七章 機械警備業者(以下

「機械警備業者」という。)は、機械警備業務を行なうとするときは、当該機械警備業務に係る受信機器を設置する施設(以下「基地局」という。)又は送信機器を設置する警備業務対象施設の所

在する都道府県の区域ごとに、当該区域を管轄する公安委員会に、次の事項を記載した届出書を提出しなければならない。この場合において、当該届出書には、總理府令で定める書類を添付しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名  
 二 当該機械警備業務に係る基地局の名称及び所在地並びに第十一条の六第一項の規定により選任する機械警備業務管理者の氏名及び住所  
 三 前二号に掲げるものほか、総理府令で定める事項  
 (廃止等の届出)

第十一条の五 機械警備業者は、前条の規定による届出をした公安委員会の管轄区域内における基地局を廃止したとき、その他当該区域内において機械警備業務を行わないこととなつたときは、当該公安委員会に、基地局の廃止等に係る事項その他の総理府令で定める事項を記載した届出書を提出しなければならない。この場合において、当該届出書には、総理府令で定める書類を添付しなければならない。  
 (機械警備業務管理者等)

第十二条の六 機械警備業者は、基地局ごとに、警備業務用機械装置の運用を監督し、警備員に対する指令業務を統制し、その他機械警備業務を管理する業務で総理府令で定めるものを行う機械警備業務管理者を、次項の機械警備業務管理者資格者証の交付を受けている者のうちから、選任しなければならない。

2 公安委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、機械警備業務管理者資格者証を交付する。

一 公安委員会が国家公安委員会規則で定めるところにより機械警備業務の管理に関する業

務について行う機械警備業務管理者講習を受け、その課程を修了した者  
 二 公安委員会が国家公安委員会規則で定めるところにより機械警備業務の管理に関する業務に関し前号に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者  
 3 第十二条の三第一項ただし書の規定は基地局の機械警備業務管理者として選任した者が欠けるに至つた場合について、同条第三項の規定は機械警備業務管理者資格者証の交付について、同条第四項の規定は機械警備業務管理者資格者証の交付を受けた者について、同条第五項の規定は機械警備業務管理者講習について準用する。この場合において、同条第三項第三号中の「警備員指導教育責任者資格者証の返納」とあるのは「機械警備業務管理者資格者証の返納」と、同条第四項第三号中「警備員指導教育責任者」とあるのは「機械警備業務管理者」と読み替えるものとする。

(即応体制の整備)

第十二条の七 機械警備業者は、都道府県公安委員会規則で定める基準に従い、基地局において盜難等の事故の発生に関する情報を受信した場合に、速やかに、現場における警備員による実の確認その他の必要な措置が講じられるよう努め、同条第二項を次のように改める。

2 公安委員会は、次の各号のいずれかに該当する者があるときは、その者に対し、営業の廃止を命ずることができる。

一 第四条の二第三項又は第四条の四第三項の規定による通知を受けて警備業を営んでいたる者  
 二 第四条の五の規定により認定を取り消された者

三 第十二条の八 機械警備業者は、機械警備業務を行う契約を締結しようとするときは、契約を締結しようとする相手方に對し、当該機械警備業務に係る基地局及び待機所の名称及び所在地、基地局において盜難等の事故の発生に関する情報を受けた場合に機械警備業者がとるべき措置その他総理府令で定める事項について説明しなければならない。  
 (第六章 監督)

第十三条第一項中「警察官」を「警察職員」に改め、「營業所」の下に「基地局若しくは待機所」を加え、同条第二項中「警察官」を「警察職員」に改める。

第十四条中「第十条」を「第十条第一項」に改める。

第十五条第一項中「第十条」を「第十条第一項」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 公安委員会は、次の各号のいずれかに該当する者があるときは、その者に対し、営業の廃止を命ずることができる。

一 第四条の二第三項又は第四条の四第三項の規定による通知を受けて警備業を営んでいたる者  
 二 第四条の五の規定により認定を取り消された者

三 第十二条の八 機械警備業者は、機械警備業務を行う契約を締結しようとするときは、契約を締結しようする相手方に對し、当該機械警備業務を営んでいるもの（第四条の認定を受けている者を除く。）のいづれかに該当する者で警備業を営んでいるもの（第四条の認定を受けている者を除く。）  
 (聴聞)

第十六条 公安委員会は、第四条の五若しくは第十二条の三第四項（第十二条の六第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による処分又は前条の規定による処分（同条第二項第二号に掲げる者に係るもの）を除く。以下この条において同じ。)の規定による処分又は前条の規定による処分（同条第二項第二号に掲げる者に係るもの）を除く。以下この条において同じ。)をしようとするときは、公開による聴聞を行わなければならぬ。この場合において、公安委員会は、当該処分に係る者に対し、処分をしようとする理由並びに聴聞の期日及び場所を期日の一週間前までに通知し、かつ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

2 聽聞に際しては、当該処分に係る者又はその代理人人は、当該事案について意見を述べ、かつ有利な証拠を提出することができる。

3 聽聞を行う場合において、必要があると認めることは、公安委員会は、警備業務に関する事項に關し専門的知識を有する参考人又は当該事案の関係人の出頭を求める。これらの者からその意見又は事情を聽くことができる。

4 公安委員会は、第三条第一号若しくは第二号に該当すると認めた者は又は当該公安委員会があらかじめ指定する医師の診断に基づき同条第五号に該当すると認めた者については、第一項の規定にかかわらず、聴聞を行わないで第四条の規定による処分をすることができる。正当な理由がなくて

出頭しない者又は所在が不明であるため第一項の規定による通知をることができず、かつ、同項の規定による公示をした日から三十日を経過してもなお所在が判明しない者についても、同様とする。

第十六条の次に次の章名及び一条を加える。

### 第七章 雜則

#### (手数料)

第十六条の二 次に掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を都道府県に納めなければならない。

一 第四条の認定を受けようとする者

二 第四条の二第五項の認定証の再交付を受けようとする者

三 第四条の四第一項の認定証の有効期間の更新を受けようとする者

四 第十一条の二第五項の認定証を受けようとする者

五 第十一条の三第二項の警備員指導教育責任者資格者証の交付を受けようとする者

六 第十二条の三第二項第一号の警備員指導教育責任者講習を受けようとする者

七 第十二条の六第二項の機械警備業務管理者資格者証の交付を受けようとする者

八 第十二条の六第二項第一号の機械警備業務管理者講習を受けようとする者

九 第十二条の次に次の二条及び章名を加える。  
(経過措置)

第十七条の二 この法律の規定に基づき政令、総理府令、国家公安委員会規則又は都道府県公安委員会規則を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ政令、総理府令、国家公安委員会規則又は都道府県公安委員会規則で、その制

定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(総理府令への委任)

第十七条の三 この法律に特別の定めがあるものほか、この法律の実施のための手続きその他この法律の施行に関し必要な事項は、総理府令で定める。

第十八条の前の見出しを削り、同条中「三十万円以下の罰金に処する」を「一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する」に改める。

第十九条中「十万円」を「二十万円」に改め、同条第一号を次のよう改める。

一 第四条の二第一項の規定による認定の申請をしないで、又はこれに係る同条第一項若しくは第三項の規定による通知を受ける前に警備業を営んだ者

二 第四条の四第一項の規定による認定証の有効期間の更新の申請をしないで、認定証の有効期間の満了後引き続き警備業を営んだ者

三 第六条の三の規定に違反して他人に警備業を営ませた者

四 第十二条の三第四項(第十二条の六第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づく处分に違反した者

五 第十二条の二第一項の規定に違反して認定証を返納しなかつた者

六 第十二条の三第四項(第十二条の六第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づく処分に違反した者

七 第十二条の九若しくは第十二条の書類を備え付けず、又はこれに必要な事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした者

八 第十二条中「刑」を「罰金刑」に改める。

又は第四条の四第一項の認定証の有効期間の更新を受けた者

第二十条中「三万円」を「十万円」に改め、同条第一号及び第二号を次のように改める。

一 第四条の二第一項(第四条の四第四項において準用する場合を含む。)の認定申請書若しくは認定証更新申請書又は添付書類に虚偽の記載をして提出した者

二 第四条の三の規定に違反して認定証を揭示しなかつた者

三 第十五条、第六条第一項(第九条第三項及び第十条第二項において準用する場合を含む。)の次に次の五号を加える。

三 第十五条、第六条第一項(第九条第三項及び第十条第二項において準用する場合を含む。)の次に次の四号を加える。

三 第十五条、第六条第一項(第九条第三項及び第十条第二項において同じ。)の規定による届出をしないで、又はこれに係る同条第一項若しくは第三項の規定による通知を受ける前に警備業を営んだ者

四 第十二条の三第四項(第十二条の六第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づく処分に違反した者

五 第十二条の二第一項の規定に違反して認定証を返納しなかつた者

六 第十二条の三第四項(第十二条の六第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づく処分に違反した者

七 第十二条の九若しくは第十二条の書類を備え付けず、又はこれに必要な事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした者

八 第十二条中「刑」を「罰金刑」に改める。

本則に次の第一条を加える。

第二十二条 第六条の二第二項の規定に違反して認定証を返納しなかつた者又は同条第三項の規定に違反して届出をしなかつた者は、五万円以下の過料に処する。

一 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

二 施行期日

三 第二十二条第三号を同条第八号とし、同条第二号の次に次の五号を加える。

三 第二十二条第三号を同条第八号とし、同条第二号の次に次の四号を加える。

三

の交付を受けている者又は国家公安委員会の定めるところにより公安委員会が警備員の指導及び教育に関する知識経験があると認める者とする。

5 新法第十一条の六第一項の規定の適用については、施行日から一年間は、同項中「機械警備業務管理者資格者証の交付を受けている者」とある、「機械警備業務管理者資格者証の交付を受けている者又は国家公安委員会の定めるところにより公安委員会が機械警備業務の管理に関し知識経験があると認める者」とする。

6 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

## 理由

最近における警備業の実情にかんがみ、警備業を営む際の要件を整備し、警備業を営もうとする者は、これに関する都道府県公安委員会の認定を受けることとともに、警備員指導教育責任者制度を設ける等警備員の指導及び教育についての規定を整備し、あわせて機械警備業に対する規制を新設する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

警備業法の一部を改正する法律案（内閣提  
出）に関する報告書  
議案の要旨及び目的  
本案は、最近における警備業の実情にかんがみ、警備業を営む者の要件を整備する等の措置

を講じ、警備業の適正な実施を図らうとするものであつて、その要旨は次のとおりである。

(一) 警備業を営む者の要件及び警備業の開始手続等の整備

1 禁治産者、準禁治産者、破産者で復権を得ないもの、覚せい剤中毒者、暴力団員等

に該当しないことを新たに要件に加えるなど、警備業の要件について所要の整備を行う。

2 警備業を営もうとする者は、警備業の要件に該当していることについて、都道府県

公安委員会（以下「公安委員会」という。）の認定を受けなければならないものとする。

3 公安委員会は認定をした者に對して認定証を交付するものとし、認定証の有効期間は五年とし、その更新について所要の規定を設ける。

4 認定を受けた者が警備業の要件に該当していないこと等が判明したときは、公安委員会は、その認定を取り消すことができるものとする。

5 機械警備業務を行おうとする警備業者は、当該区域を管轄する公安委員会に、届出書を提出しなければならないものとする。

6 機械警備業者は、基地局ごとに、当該基地局における機械警備業務の管理を行う機械警備業務管理者を、機械警備業務管理者講習を修了した者等で一定の欠格事由に該当しないものに對して公安委員会が交付する機械警備業務管理者資格者証の交付を受けた者の中から、選任しなければならないものとする。

7 機械警備業者は、必要な数の警備員、待機所、車両等を適正に配置しておかなければならぬものとする。

## (二) 警備員の制限の整備

覚せい剤中毒者、暴力団員等を欠格事由に加えるなど、警備員の制限（欠格事由）について所要の整備を行う。

1 警備員に対する指導、教育の充実等

2 警備業者は、當業所ごとに、警備員の指導及び教育に関する検定を行うことができるものとする。

3 議案の要旨及び目的  
本案は、最近における警備業の実情にかんがみ、警備業を営む者の要件を整備する等の措置

教育責任者を、警備員指導教育責任者講習を修了した者等で一定の欠格事由に該当しないものに對して公安委員会が交付する警備員指導教育責任者資格者証の交付を受けた者のうちから、選任しなければならないものとする。

4 機械警備業に対する規制の新設

1 機械警備業務を行おうとする警備業者は、当該区域を管轄する公安委員会に、届出書を提出しなければならないものとする。

2 機械警備業者は、基地局ごとに、当該基

地局における機械警備業務の管理を行う機械警備業務管理者を、機械警備業務管理者講習を修了した者等で一定の欠格事由に該当しないものに對して公安委員会が交付する機械警備業務管理者資格者証の交付を受けた者の中から、選任しなければならないものとする。

3 議案の可決理由

警備業を営む際の要件を整備し、警備業を営もうとする者は、これに関する都道府県公安委員会の認定を受けることとともに、警備員指導教育責任者制度を設ける等警備員の指導及び教育についての規定を整備し、あわせて機械警備業に対する規制に関する規定を新設する

こと等、警備業の適正な実施を図らうとする本

案は妥当と認め、可決すべきものと議決した。

4 認定手続において警備業者の欠格事由を審査するにあたつては、本法の立法趣旨に基づいて審査にあたることとし、いやしくも個人の基本的人権を侵害することのないようにしておくこと。

5 議案の別紙

警備業者及び警備員は、警備業務を行ふにあたつては、本法の立法趣旨に基づいて調査する

こととし、いやしくも個人の基本的人権を侵害することのないようにすること。

6 議案の別紙

警備業者及び警備員は、警備業務を行ふにあ

たり、いやしくも労働者の労働基本権を侵害し、又は正当な争議行為その他労働組合の正当

に決した。  
右報告する。

昭和五十七年四月二十三日  
衆議院議長 福田 一殿  
地方行政委員長 中山 利生

教育責任者を、警備員指導教育責任者講習を修了した者等で一定の欠格事由に該当しないものに對して公安委員会が交付する警備員指導教育責任者資格者証の交付を受けた者のうちから、選任しなければならないものとする。

議案の別紙

警備業法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行にあたり、警備業の健全な運営を図るため、左の事項について十分留意すべきである。

一 警備業の要件の強化は、不適格警備業者を排除することを目的とするものであつて、中小警備業者を排除するものでないことに留意するとともに、中小警備業者の健全な発展を妨げないよう配慮すること。

二 認定制度は、単に警備業の要件に該当しているか否かを事前に判断するための手続にすぎないものとする。

三 議案の可決理由

警備業を営む際の要件を整備し、警備業を営もうとする者は、これに関する都道府県公安委員会の認定を受けることとともに、警備員指導教育責任者制度を設ける等警備員の指導及び教育についての規定を整備し、あわせて機械警備業に対する規制に関する規定を新設する

こと等、警備業の適正な実施を図らうとする本

案は妥当と認め、可決すべきものと議決した。

四 議案の別紙

警備業者及び警備員は、警備業務を行ふにあたつては、本法の立法趣旨に基づいて調査する

こととし、いやしくも個人の基本的人権を侵害することのないようにすること。

五 議案の別紙

警備業者及び警備員は、警備業務を行ふにあ

たり、いやしくも労働者の労働基本権を侵害し、又は正当な争議行為その他労働組合の正当





号)の一部を次のように改正する。

第一条中「廢疾」を「障害」に改める。

第五条第一項第一号中「廢疾」を「障害」に改め、同項第二号中「身体障害」を「障害」に改める。

第二十条 国民金融公庫法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第百三十六号)の一部を次のように改正する。

附則第七項中「廢疾年金」を「障害年金」に、「並びに廢疾一時金」を「並びに障害一時金」に、「廢疾」を「疾病」に改め、「(廢疾年金)及び(廢疾一時金)」を削る。

第二十一条 恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第百五十五号)の一部を次のように改正する。

附則第十条第一項第一号及び第四号、第十条の二第二項並びに第十二条第一項中「不具廢疾で」を重度障害の状態にあつてに改める。

附則第十六条第二項並びに第二十二条第一項及び第四項中「傷病の」を「障害の」に改める。

附則第二十三条第四項第四号、第二十四条の四第二項第四号及び第二十九条第二項第四号中「不具廢疾で」を重度障害の状態にあつてに改める。

附則別表第二、附則別表第四及び附則別表第五中「傷病」を「障害」に改める。

第二十二条 元南四諸島官署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第百五十六号)の一部を次のように改正する。第四条の二第一項中「廢疾給付」を「障害給付」に改める。

第十一条の二第三項第一号中「廢疾年金」を

「障害年金」に改める。

第二十三条 未帰還者留守家族等援護法(昭和二十八年法律第百六十一号)の一部を次のように改正する。

第七条中「不具廢疾で」を「障害の状態に」に改め。

第二十四条 私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

附則第十八条第一号中「廢疾」を「障害」に改める。

第二十五条第一項中「廢疾給付」を「障害給付」に改める。

第二十六条 自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。

附則第十九条第一項中「廢疾」を「障害」に改める。

第二十七条 公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第百三十四号)の一部を次のように改正する。

附則第二十条第一項中「廢疾年金」を「障害年金」に改め、同条第二項中「廢疾年金」を「障害年金」に改める。

第二十八条 第二十五条第一項中「廢疾一時金」を「障害給付」に改める。

第二十九条 第二十五条第一項中「廢疾年金」を「障害年金」に改め、同条第二項中「廢疾年金」を「障害年金」に改める。

第三十条 第二十五条第一項中「廢疾年金」を「障害年金」に改め、同条第二項中「廢疾年金」を「障害年金」に改める。

第三十一条 第二十五条第一項中「廢疾年金」を「障害年金」に改め、同条第二項中「廢疾年金」を「障害年金」に改める。

第三十二条 第二十五条第一項中「廢疾年金」を「障害年金」に改め、同条第二項中「廢疾年金」を「障害年金」に改める。

第三十三条 第二十五条第一項中「廢疾年金」を「障害年金」に改め、同条第二項中「廢疾年金」を「障害年金」に改める。

第三十四条 第二十五条第一項中「廢疾年金」を「障害年金」に改め、同条第二項中「廢疾年金」を「障害年金」に改める。

第三十五条 第二十五条第一項中「廢疾年金」を「障害年金」に改め、同条第二項中「廢疾年金」を「障害年金」に改める。

第三十六条 第二十五条第一項中「廢疾年金」を「障害年金」に改め、同条第二項中「廢疾年金」を「障害年金」に改める。

第五十四条の二第一項、第二項及び第四項中「廢疾年金又は」を削る。

別表第一及び別表第二中「廢疾」を「障害」に改める。

第二十六条 別表第一及び別表第二中「廢疾」を「障害」に改める。

第二十七条 別表第一及び別表第二中「不具廢疾」を「心身障害」に改める。

第二十八条 別表第一及び別表第二中「不具廢疾」を「重度障害」に改める。

第二十九条 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和三十二年法律第百六十七号)の一部を次のように改正する。

第三十条 国会議員互助年金法(昭和三十三年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第三十一条 公共企業体職員等共済組合法(昭和三十二年法律第百三十四号)の一部を次のように改正する。

第三十二条 公共企業体職員等共済組合法(昭和三十二年法律第百三十四号)の一部を次のように改正する。

第三十三条 公共企業体職員等共済組合法(昭和三十二年法律第百三十四号)の一部を次のように改正する。

第三十四条 公共企業体職員等共済組合法(昭和三十二年法律第百三十四号)の一部を次のように改正する。

第三十五条 公共企業体職員等共済組合法(昭和三十二年法律第百三十四号)の一部を次のように改正する。

第三十六条 公共企業体職員等共済組合法(昭和三十二年法律第百三十四号)の一部を次のように改正する。

第三十七条 公共企業体職員等共済組合法(昭和三十二年法律第百三十四号)の一部を次のように改正する。

第三十八条 公共企業体職員等共済組合法(昭和三十二年法律第百三十四号)の一部を次のように改正する。

第三十九条 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和三十二年法律第百六十七号)の一部を次のように改正する。

第四十条 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和三十二年法律第百六十七号)の一部を次のように改正する。

第四十一条 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和三十二年法律第百六十七号)の一部を次のように改正する。

第四十二条 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和三十二年法律第百六十七号)の一部を次のように改正する。

第四十三条 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和三十二年法律第百六十七号)の一部を次のように改正する。

三十二年法律第百四十三号)の一部を次のように改正する。

第二条中「廢疾」を「障害」に改める。

第三条第三号中「廢疾」を「障害」に改め、同条第四号中「身体障害」を「障害」に改める。

第三条第三号中「廢疾」を「障害」に改め、同条第四号中「白痴者」を「重度精神薄弱者」に改める。

第三条第三号中「身體障害」を「重度精神薄弱者」に改め、同条第四号中「白痴者」を「重度精神薄弱者」に改める。









七十八号) 第四十六条第一項ただし書、第五十九条、第六十条及び第八十条第三項  
十五 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律  
(昭和四十六年法律第二百二十九号) 第百四条第一項ただし書  
十六 船員保険法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第九十号) 附則第一条  
十七 昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和五十年法律第八十一号) 附則第四条(見出しを含む。)  
十八 昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和五十二年法律第二百一十九号) 附則第五条第一項  
十九 厚生年金保険法等の一部を改正する法律  
(昭和五十一年法律第六十三号) 附則第十三条、第十六条及び第二十条  
二十 厚生年金保険法等の一部を改正する法律  
(昭和五十五年法律第八十二号) 附則第六十条  
第一項及び第二項、第六十二条第一項及び第二項並びに第六十三条  
二十一 労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第二百四号) 附則第八条第五項  
二 次に掲げる法律の規定中「廢疾」を「障害の状態」に改める。  
一 消防組織法(昭和二十二年法律第二百一十六号) 第六号) 第十五条の七第一項  
二 消防法(昭和二十三年法律第二百八十六号) 第三十六条の三第一項  
三 水防法(昭和二十四年法律第二百九十三号) 第

六条の二第一項及び第三十四条  
四 船員保険法の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第二百六十六号) 附則第七条第一号  
五 消防団員等公務災害補償等共済基金法(昭和三十一年法律第二百七号) 附則第八条  
六 消防団員等公務災害補償責任共済基金法の一部を改正する法律(昭和三十二年法律第二百五号) 附則第四項  
七 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号) 第八十四条  
八 河川法(昭和三十九年法律第二百六十七号) 第二十二条第六項  
九号) 第十七条第二項  
四 次に掲げる法律の規定中「不具」を「身体に障害のある」に改める。  
一 獣医師法(昭和二十四年法律第二百八十六号) 第五条第一項第二号  
二 家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号) 第十七条第二項第二号  
五 次に掲げる法律の規定中「不具廢疾」を「障害」に改める。  
一 戰傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第六十八号) 附則第三项  
二 戰傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第二百五十九号) 正する法律(昭和三十九年法律第二百五十九号) 附則第二条第二項  
三 戰傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第五十八号) 附則第八十条第一項  
四 次に掲げる法律の規定中「廢疾年金」を「障害年金」に改める。  
一 消防組織法(昭和二十二年法律第二百一十六号) 第五十五条の七第一項  
二 消防法(昭和二十三年法律第二百八十六号) 第三十六条の三第一項  
三 水防法(昭和二十四年法律第二百九十三号) 第

三十三号) 第一条(見出しを含む。)  
二 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の規定による年金の額の改定に関する法律(昭和二十六年法律第三百七号) 第二項及び第二二条第六項  
三 昭和二十六年度における給与の改訂に伴う国家公務員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律(昭和二十六年法律第三百八号) 第一条(見出しを含む。)  
四 昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第二百五十九号) 第一条第一項から第三項まで並びに第二条第一項及び第二二项  
五 昭和二十七年度における給与の改訂に伴う国家公務員共済組合法等の規定による年金の額の改定に関する法律(昭和二十八年法律第二百六十号) 第一条の見出し、同条第一項、第二項及び第四項並びに第三条第一項及び第二二项  
六 昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の額の改定に関する法律(昭和三一年法律第二百三十三号) 第一条第一項  
七 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律(昭和三十三年法律第二百一十六号) 第一条の見出し、同条第一項及び第二二项  
八 労働者災害補償保険法の一部を改正する法律(昭和三十五年法律第二十九号) 附則第十五

九 公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第二十四号) 附則第四条第二項  
十 昭和三十七年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律(昭和三十七年法律第二百十六号) 第一条の見出しを含む。)  
十一 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第二百五十三号) 附則第五条第三項  
十二 厚生年金保険法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第二百四号) 附則第四十六条第三項及び第四十七条第二項  
十三 労働者災害補償保険法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第二百三十号) 附則第三十一条  
十四 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和四一年法律第二百十三号) 附則第五项及び第六项第一号  
十五 昭和四十二年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律(昭和四十三年法律第二百十一号) 附則第二条第一項及び第三条第二項  
十六 昭和四十二年度における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十三年法律第二百十一号) 附則第二条第一項及び第三条第二項  
十七 昭和四十二年度における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十三年法律第二百十一号) 附則第三条第一項及び第三条第二項  
十八 労働者災害補償保険法の一部を改正する法律(昭和三十五年法律第二十九号) 附則第十五

第六条(見出しを含む。)

十七 昭和四十二年度及び昭和四十三年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律の一部を改正する法律(昭和四十四年法律第九十五号)附則第八条第四項及び第十条第七項

十八 昭和四十二年度、昭和四十三年度及び昭和四十四年度における旧令による共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十五年法律第百号)附則第二条、第三条の見出

十九 昭和四十二年度、昭和四十三年度及び昭和四十四年度における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十五年法律第百号)附則第二条第二項、第三条第一項第一号及び第四条

二十 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和四十七年法律第八十三条)附則第五项第一号

二十一 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和四十七年法律第八十三条)附則第五项第一号

二十二 昭和四十二年度以後における国家公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第八十二号)附則第六条

二十三 昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第八十三号)附則第四条第三項

二十四 昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十七年法律第八十二号)附則第三条第一項、第四条第一項及び第二条第一号、第六条第五項並びに第七条第四項

二十五 昭和四十二年度以後における国家公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十七年法律第八十二号)附則第二条、第三条の見出

二十六 昭和四十二年度以後における国家公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第六十二号)附則第八条

二十七 昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第六十三号)附則第三项第一号

二十八 昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第七十五号)附則第二条第二項及び第七条第一項

二十九 昭和四十二年度以後における国家公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第八十九号)附則第四条の見出し、第八条及び第九条第一項

三十 昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律(昭和五十二年法律第六十八号)附則第三条第一項第一号及び第二项第一号

三十一 昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定等に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律(昭和五十三年法律第五十七号)附則第三条第一項第一号及び第二项第一号

三十二 昭和四十二年度以後における私立学校教職員共済組合等からの年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第五十九号)附則第一项第一号

三十三 昭和四十二年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第五十九号)附則第十一项第一号

三十四 昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律(昭和五十二年法律第六十四号)附則第四条及び第六条第一項

三十五 昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律(昭和五十二年法律第六十五号)附則第四条及び第六条第一項

三十六 昭和四十二年度以後における公共企業

体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定等に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律(昭和五十二年法律第六十八号)附則第三条第一項及び第五項

三十七 昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律(昭和五十三年法律第五十八号)附則第五条並びに第六条第一項及び第五項

三十八 昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律(昭和五十三年法律第五十九号)附則第五条並びに第六条第一項及び第三項

三十九 昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定等に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律(昭和五十三年法律第五十九号)附則第二条第一項及び第三項

四十 昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定等に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第七十六号)附則第五条第一項及び第三項

四十一 昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第六十五号)附則第四条及び第六条第一項

四十二 昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第六十五号)附則第四条及び第六条第一項

## 法律第七十四号)附則第四条及び第五条

四十二 昭和四十一年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第七十六号)附則第二条

四十三 昭和四十一年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第七十七号)附則第三条及び第四条

四十四 昭和四十一年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和五十六年法律第五十五号)附則第五条及び第六条

四十五 昭和四十一年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和五十六年法律第五十七条)附則第四条

四十六 昭和四十一年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律(昭和五十六年法律第七十三号)附則第五条及び第六条

次に掲げる法律の規定中「障害給付」を「障害給付」に改める。

一 警察法(昭和二十九年法律第一百六十二号)附則第二十七項

二 昭和四十一年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第五十四号)附則第四項

次に掲げる法律の規定中「障疾一時金」を「障害一時金」に改める。

害一時金に改める。  
一 昭和四十一年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第百二十二号)附則第四条第三項

二 防衛厅設置法等の一部を改正する法律(昭和四十五年法律第九十七号)附則第一条第一項

(障害に係る従前の給付の呼称等)

第八十一条 この法律の施行前の国家公務員共済組合法その他の法令の規定(これらの法令の改正(従前の改正を含む。)前の規定及び廃止され

た法令の規定を含む。)により支給事由の生じた

廃疾年金、障害一時金、廃疾給付及び特例廃疾年金は、この法律の施行後は、それぞれ障害年金、障害一時金、障害給付及び特例障害年金と

称する。

2 この法律による改正後の法律の規定中の「障害年金」、「障害一時金」、「障害給付」又は「特例障害年金」には、それぞれ前項の規定により障害年金、障害一時金、障害給付又は特例障害年金と称されるもので当該法律の規定に係るもの

を含むものとする。

3 児童福祉法、公職選挙法等で用いられてゐる「不具奇形の児童」、「不具」等の用語を「身体に障害又は形態上の異常がある児童」、「身体の障害」等に改めること。

4 火薬類取締法及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律で用いられてゐる「白痴者」という用語を、それぞれ、「精神薄弱者」であつて政令で定める程度の障害の状態にあるもの」及び「重度精神薄弱者」に改めること。

5 その他所要の改正を行うこと。

この法律は、昭和五十七年十月一日から施行する。

この法律は、昭和五十七年十月一日から施行する。

この法律案を提出する理由である。

一 議案の要旨及び目的

(内閣提出)に関する報告書

衆議院議長 福田 一殿

内閣委員長 石井 一

右の本院提案を送付する。

二 防衛厅設置法等の一部を改正する法律(昭和四十五年法律第九十七号)附則第一条第一項

1 恩給法等で用いられている「不具廃疾」といいう用語を「障害」、「重度障害」、「心身障害」、「重度心身障害」等に改めること。

2 船員保険法等で用いられている「廃疾」といいう用語を「障害」、「傷病」等に改めること。

3 児童福祉法、公職選挙法等で用いられてゐる「不具奇形の児童」、「不具」等の用語を「身

体に障害又は形態上の異常がある児童」、「身体の障害」等に改めること。

4 沖縄の弁護士資格者等に対する本邦の弁護士資格等の付与に関する特別措置法(昭和四十五年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「沖縄の復帰の日から起算して十年間に限り」を「沖縄の復帰の月以後引き続いて行う限り、当分の間」に改め、同条第二項を削る。

5 その他の所要の改正を行うこと。

なお、この法律は、昭和五十七年十月一日から施行することとしている。

本案は、障害者に対する国民の理解を深め、もつて障害者に対する用語の整理に関する法律案及び同報告書

障害者に対する用語を改める必要がある。これが、

である。

右報告する。

昭和五十七年四月二十七日

衆議院議長 福田 一殿

内閣委員長 石井 一

一

右の本院提案を送付する。

三 沖縄の弁護士資格者等に対する本邦の弁護士資格等の付与に関する特別措置法の一部を改正する法律案

正する法律案

昭和五十七年四月十六日

参議院議長 徳永 正利

衆議院議長 福田 一殿

一

右の本院提案を送付する。

右の本院提案を送付する。

昭和五十七年四月十六日

参議院議長 徳永 正利

一

右の本院提案を送付する。

右の本院提案を送付する。

衆議院議長 福田 一殿

内閣委員長 石井 一

一

右の本院提案を送付する。

右の本院提案を送付する。

衆議院議長 福田 一殿

内閣委員長 石井 一

一

右の本院提案を送付する。

右の本院提案を送付する。

衆議院議長 福田 一殿

内閣委員長 石井 一

一

右の本院提案を送付する。

右の本院提案を送付する。

衆議院議長 福田 一殿

内閣委員長 石井 一

一

右の本院提案を送付する。

右の本院提案を送付する。

衆議院議長 福田 一殿

内閣委員長 石井 一

一

右の本院提案を送付する。

右の本院提案を送付する。

衆議院議長 福田 一殿

内閣委員長 石井 一

一

右の本院提案を送付する。

右の本院提案を送付する。

衆議院議長 福田 一殿

内閣委員長 石井 一

一

右の本院提案を送付する。

右の本院提案を送付する。

衆議院議長 福田 一殿

内閣委員長 石井 一

一

右の本院提案を送付する。

右の本院提案を送付する。

衆議院議長 福田 一殿

内閣委員長 石井 一

一

右の本院提案を送付する。

右の本院提案を送付する。

衆議院議長 福田 一殿

内閣委員長 石井 一

一

右の本院提案を送付する。

右の本院提案を送付する。

衆議院議長 福田 一殿

内閣委員長 石井 一

一

右の本院提案を送付する。

の規定により弁護士法第三条に規定する事務を行ふことができる者以外の者については、この法律による改正前の沖縄の弁護士資格者等に対する本邦の弁護士資格等の付与に関する特別措置法第七条の規定は、なおその効力を有する。

沖縄の弁護士資格者等に対する本邦の弁護士資格等の付与に関する特別措置法の一部を改正する法律案(参議院提出)に関する報告書

### 一 議案の要旨及び目的

本案は、沖縄県の復帰後における沖縄弁護士の事務の実績及び生活利益の保護の観点から、沖縄弁護士に関する暫定措置の期間を改めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 1 沖縄の復帰の月以後沖縄弁護士として引き続きその事務を行つている者は、当分の間、沖縄において、引き続いて行う限り、その事務を行うことができるものとする。
- 2 この法律は、公布の日から施行するものとする。

### 二 議案の可決理由

本案は、沖縄弁護士の事務の実績等から、沖縄弁護士に関する暫定措置の期間を改めようとするもので、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和五十七年四月二十七日

衆議院議長 福田 一殿 法務委員長 羽田野忠文

衆議院会議録第十八号中正誤			
ペシ	段行	誤	正
五六	二四	交通網	交通網
六九	二四	文教委員会	文教委員会
三五	一、九五八万円	一、九五八万円	一、九五八万円
余	二、三七五万円	余で、三七五万円	余で、三七五万円